

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年2月6日提出
【発行者名】	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑畑 卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【電話番号】	03-5219-5700
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	L M・グローバル・プラス（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成30年2月7日から平成30年8月6日まで) 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

（以下「当ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」ということがあります。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

（５）【申込手数料】

申込手数料（購入時手数料）は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に2.70%（税抜2.50%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。

販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

申込手数料には、消費税及び地方消費税に相当する金額が課されます。

自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（６）【申込単位】

申込単位（購入単位）は販売会社毎に定められておりますので、各販売会社にお問合せください。
販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

（７）【申込期間】

平成30年２月７日から平成30年８月６日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において取得申込み（購入申込）を取扱います。

販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

（９）【払込期日】

取得申込代金（購入代金）は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金及び換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として外国の公社債及び株式に投資を行うことにより、毎月の分配と中長期的な信託財産の安定成長を目指した運用を行います。

* 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。分配金の支払い及びその金額を保証するものではありません。

基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類及び属性区分を示します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「資産複合」とは、目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あ り
	年 2 回	日 本		
	年 4 回	北 米 欧 州		
債 券 一般 公債 社債				

その他債券 クレジット属性	年6回 （隔月）	アジア		
不動産投信		オセアニア		
	年12回 （毎月）	中南米		
その他資産（投資信託証券 （資産複合（債券・株式）））		アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	中近東 （中東）		
	その他	エマージング		

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券及び株式に投資を行っておりますので、上記属性区分表の投資対象資産については、「その他資産（投資信託証券（資産複合（債券・株式）））」と表示しております。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記の通りです。

投資対象資産	その他資産	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「（日本を除く）」は、日本の資産は含まないことを示します。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類及び属性区分以外のものについての詳細は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金限度額

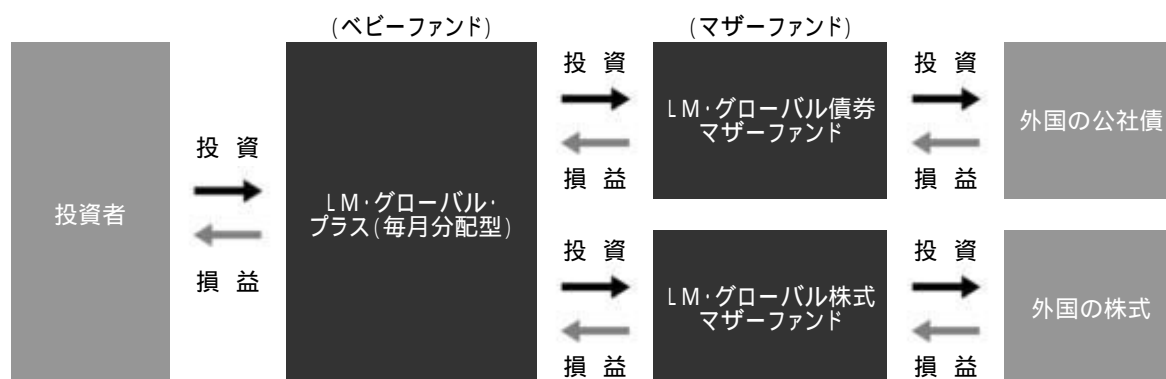
信託金の限度額は、信託約款の規定により1兆円となっております。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

外国債券70:外国株式30を基本投資割合として分散投資を行います

- a. 主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、外国の公社債及び株式に投資を行い、中長期的に信託財産の安定した成長を目指します。
- b. マザーファンド受益証券への投資割合が基本投資割合から一定の範囲（±5%）を超えた場合には、組入比率の調整を行います。
- c. 実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジは行いません。
- d. ファミリーファンド方式により運用を行います。

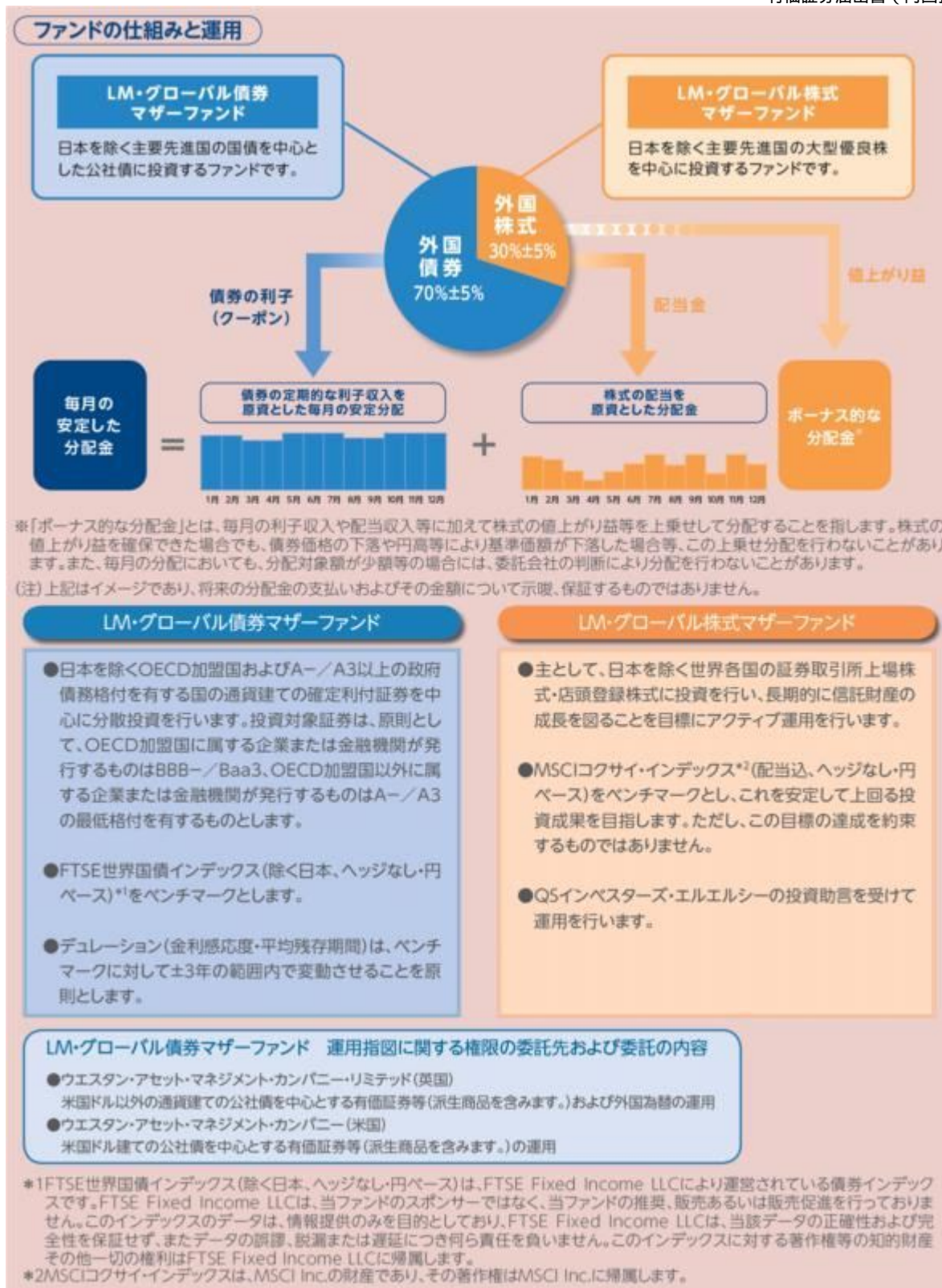


「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

毎決算時(毎月8日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います

組入債券の利子収入と組入株式の配当収入等を原資として、毎月の安定した分配を行うことを目指します。また、組入株式の値上がり益を原資として分配を行うこともあります。

分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。



(注) 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成15年12月8日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

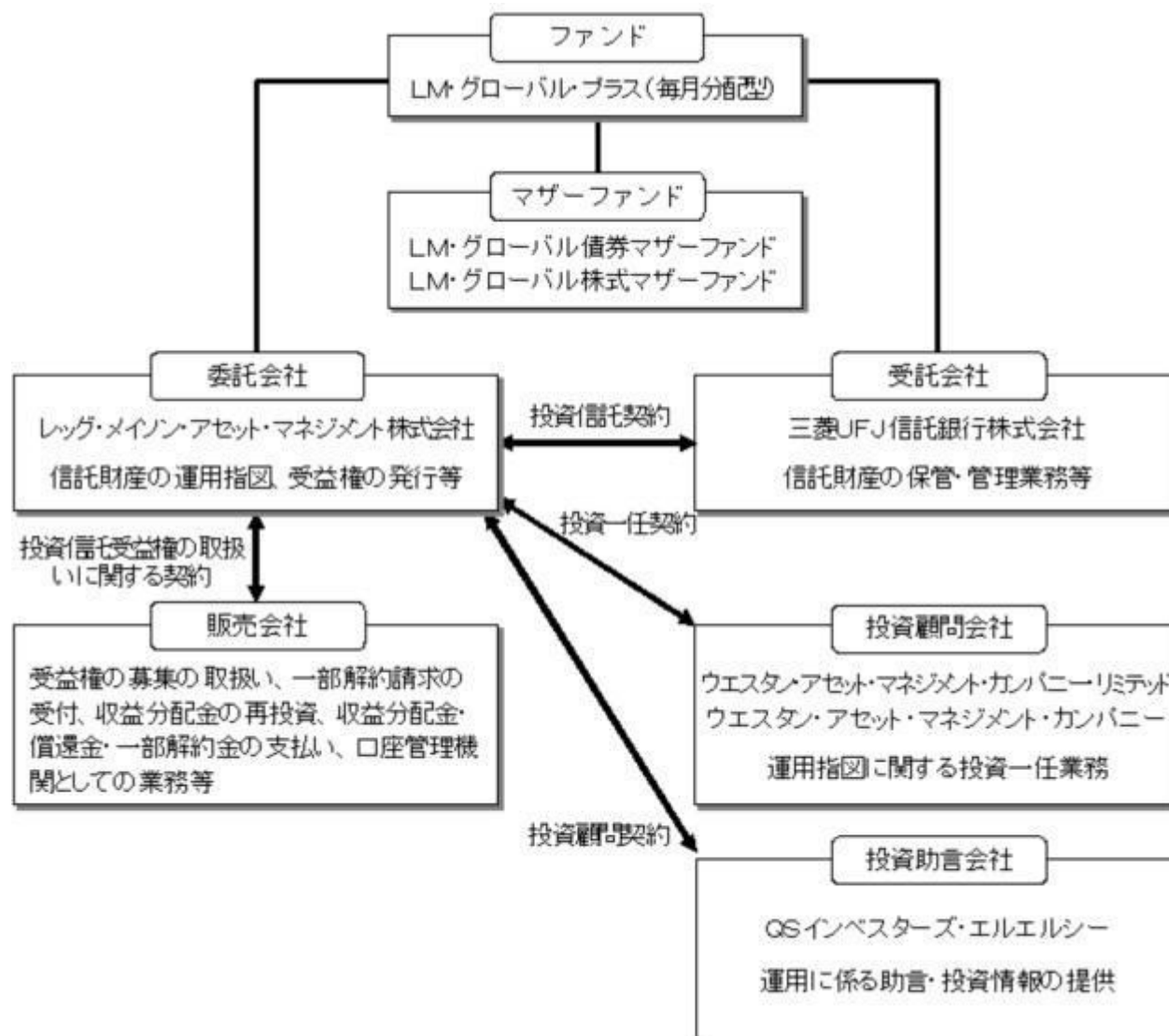
平成18年1月1日 当ファンドの名称を「シティ・グローバル・プラス(毎月分配型)」から「LM・グローバル・プラス(毎月分配型)」に変更
マザーファンドの名称を「グローバル債券マザーファンド(SDO)」から「LM・グローバル債券マザーファンド(SDO)」に、「シティグループ・グローバル株式マザーファンド」から「LM・グローバル株式マザーファンド」に変更
平成18年6月30日 投資顧問会社を「レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リ

ミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に変更
マザーファンドの名称を「LM・グローバル債券マザーファンド（SDO）」から「LM・グローバル債券マザーファンド」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人及び契約の概要等

a. ファンドの関係法人



* 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

b. 契約の概要等

(イ) 投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

(ロ) 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い

等）等について規定しています。

(ハ)投資一任契約

委託会社が投資顧問会社に「LM・グローバル債券マザーファンド」の運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

(ニ)投資顧問契約

投資助言会社が委託会社に「LM・グローバル株式マザーファンド」の運用に係る助言、情報提供を行うにあたり、情報提供の方法及び条件並びに投資助言報酬等について両者間で取り決めたものです。

委託会社等の概況（平成29年11月末現在）

a. 資本金の額

1,000百万円

b. 沿革

平成10年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立
 平成10年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得
 平成10年11月30日 投資顧問業登録
 平成11年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得
 平成11年10月1日 スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
 平成13年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
 平成18年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
 平成19年9月30日 金融商品取引業登録

c. 大株主の状況

名 称 レグ・メイソン・インク
 住 所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルティモア市
 インターナショナル・ドライブ100
 所有株式数 78,270株
 持株比率 100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主としてマザーファンド受益証券への投資を通して、外国の公社債及び株式に投資を行い、中長期的に信託財産の安定した成長を目指します。

原則として、マザーファンド受益証券の基本投資割合は、純資産総額に対して以下の比率を目安とします。マザーファンド受益証券への投資割合が基本投資割合から一定の範囲を超えた場合には、組入比率の調整を行います。

LM・グローバル債券マザーファンド受益証券・・・・・・・・・・70%±5%

LM・グローバル株式マザーファンド受益証券・・・・・・・・・・30%±5%

実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行いません。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（「有価証券先物取引等」ということがあります。）を行うことができます。

異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うことができます。

当初設定時及び償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向及び急激な市況動向の変動が発生もしくは予想されるとき並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいい、信託約款に定めるものに限りま。

（ハ）金銭債権

（ニ）約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

委託会社は、信託金を、主としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるＬＭ・グローバル債券マザーファンド及びＬＭ・グローバル株式マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証券

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

i. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

j. コマーシャル・ペーパー

k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a. からk. までの証券または証書の性質を有するもの

m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

n. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記a.の証券または証書並びにl.及びq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

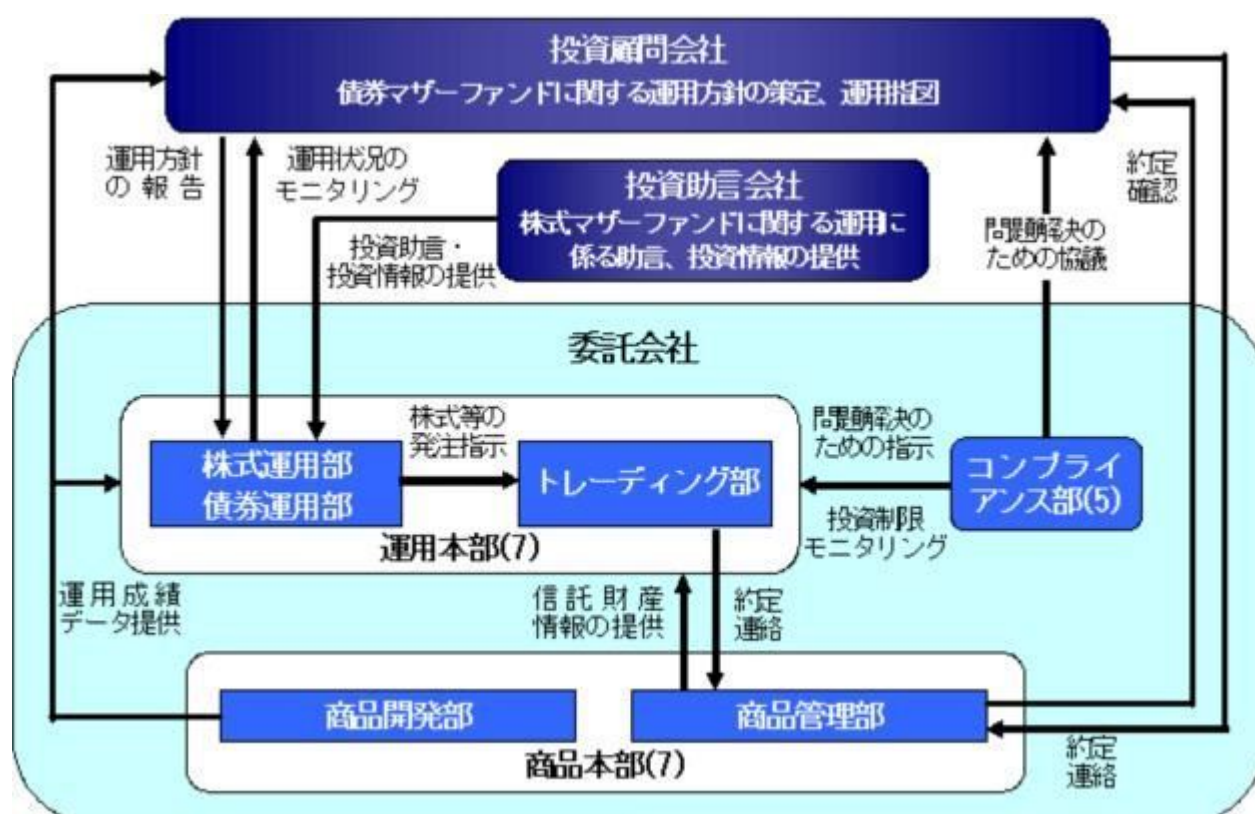
上記の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記のa.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。（マザーファンドの組入比率調整に係る運用指図は委託会社が行います。）

「LM・グローバル債券マザーファンド」の運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーが行います。また、「LM・グローバル株式マザーファンド」の運用は、委託会社がQ Sインベスターズ・エルエルシーの投資助言を受けて行います。

■ファンドの運用体制



（注）括弧内は平成29年11月末現在の各部署に属する人数を示します。

委託会社は、投資顧問会社との間で、LM・グローバル債券マザーファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。

投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

委託会社の株式運用部は、投資助言会社から受けた投資助言に基づき、LM・グローバル株式マザーファンドの運用方針を決定し、トレーディング部に株式等の発注を指示します。

委託会社の債券運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用本部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

委託会社のコンプライアンス部は、商品開発部で企画・立案されたファンドのガイドラインモニタリング方法に基づき、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているかモニタリングを行います。また、投資制限の違反が生じた場合には、ビジネスリスク管理委員会に報告し、問題解決に向けた措置をとるよう投資顧問会社のコンプライアンス部門と協議及び社内に関連部署に指示します。

商品開発部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用本部及び関連部署並びに必要に応じて投資顧問会社にフィードバックします。

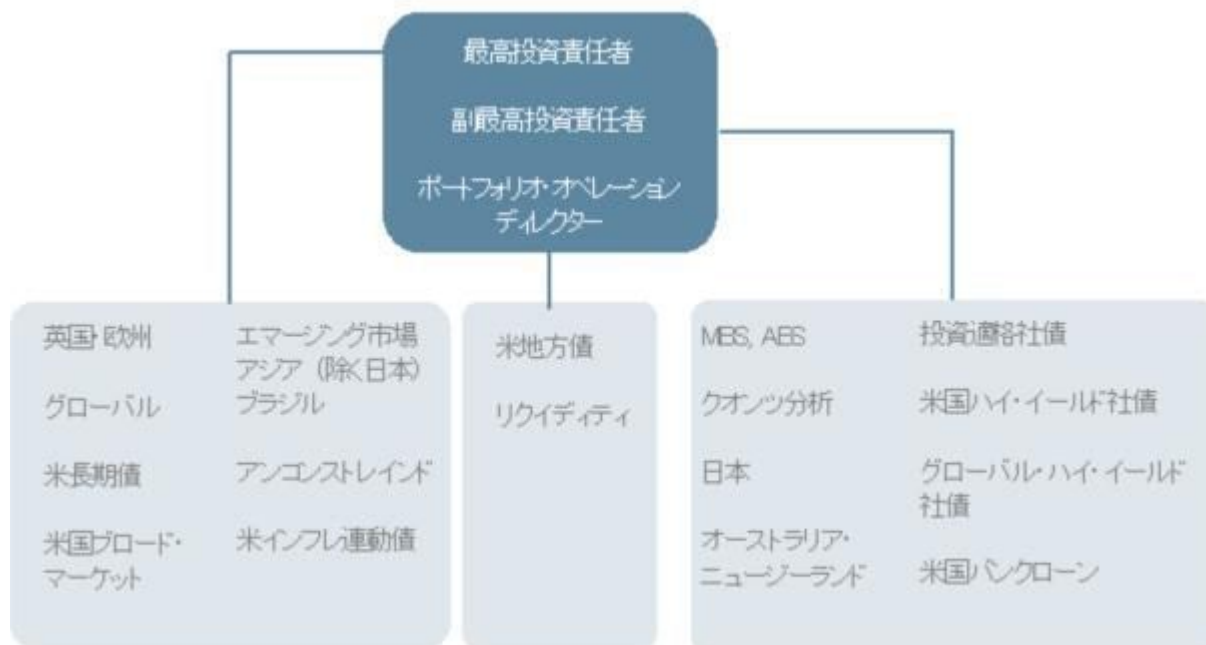
運用に関する社内委員会として、運用本部及び関連部署の代表で構成される東京運用委員会が月次で開催されます。東京運用委員会では、運用状況の確認を行い、必要に応じて要因分析等の詳細な検討等を行います。また、投資顧問会社の運用方針、運用戦略及びポートフォリオの変更が行われた際の経緯等が記録されます。東京運用委員会の議事録は社長及び取締役会に報告されます。

上記の業務については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

（参考）LM・グローバル債券マザーファンドの投資顧問会社の運用体制

運用体制

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に委託します。投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。



上記は、ウエスタン・アセットの運用部門におけるレポーティングラインの例示であり、運用部門全体を示しているものではありません。

リスク管理体制

ポートフォリオの運用に関しては、運用部門とは独立したリスク管理部門によってリスク指標等のモニタリングが行われ、その内容が運用部門に提供されます。問題が発生した場合には、運用チーム及び関連部門にその旨が連絡されます。連絡を受けた運用チームが問題解消の責任を負い、問題が解消されたかどうかをリスク管理部門が検証します。これとは別に、運用ガイドラインに関しては、コンプライアンス部門が順守状況をモニターしています。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託及び投資助言会社から投資助言の提供を受けることが適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社及び投資助言会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社及び投資助言会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託及び投資助言契約の継続について審議されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

（注）ファンドの運用体制及び管理体制は、平成29年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配時期

毎決算時（原則として毎月８日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

収益分配方針

a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）及び売買益

（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

- b. 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。また、各計算期間において外国株式に係る売買益が生じたときは、利子・配当等収益に加えて、分配対象額の範囲内で外国株式に係る売買益等からも分配を行う場合があります。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- d. 自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（イ）信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」または「税」ということがあります。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ロ）売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- b. 上記a.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当ファンドの信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

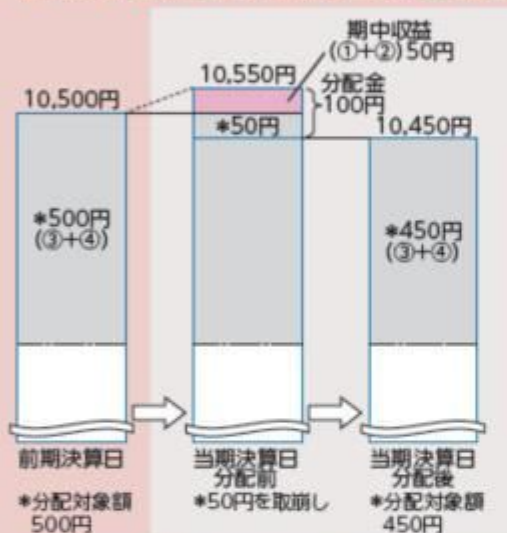
投資信託で分配金が支払われるイメージ



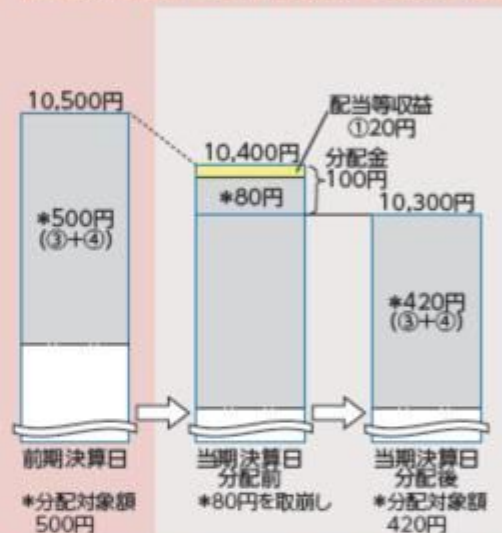
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



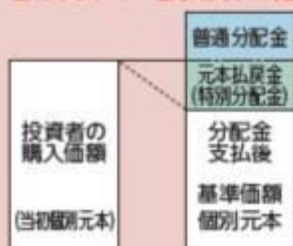
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

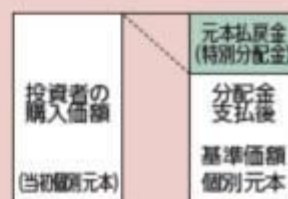
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金 (特別分配金) は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金 (特別分配金) 部分は非課税扱いとなります。



普通分配金 … 個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

信託財産の運用は、信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

< 信託約款による投資制限 >

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクス

ポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

株式への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産の属する株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。）及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 上記a.及びb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- (イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- (ロ) 株式分割により取得する株券
- (ハ) 有償増資により取得する株券
- (ニ) 売出しにより取得する株券
- (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- (ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下b.c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引

の一部の解約を指図するものとします。

- d. 上記c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本d.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 上記c.及びd.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- f. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- g. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 上記a.の資金借入額は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- (イ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
- (ロ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
- (ハ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

- c. 上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の

指図をすることができます。

- b. 上記a.の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - c. 上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 受託会社による資金の立替え
- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 - b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつと別にこれを定めます。

< 法令による投資制限 >

同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

(参考)

L M・グローバル債券マザーファンド

(1)投資方針

基本方針

L M・グローバル債券マザーファンドは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を上回る収益を目指して運用を行います。ただし、この目標収益の達成を約束するものではありません。

運用方法

a.投資対象

日本を除く適格国通貨建の確定利付証券（モーゲージ証券及び資産担保证券を含みます。）を主要投資対象とします。「適格国」とは、OECD加盟諸国及び非加盟国のうちA - またはA 3以上の政府債務格付を有する国をいいます。

b.投資態度

(イ)「適格国」通貨建の確定利付証券（モーゲージ証券及び資産担保证券を含みます。）を中心

に分散投資を行います。投資対象証券は、原則としてOECD加盟国に属する企業または金融機関が発行するものはBBB-/Baa3、OECD加盟国以外に属する企業または金融機関が発行するものはA-/A3の最低格付（短期金融商品については、A1/P1の格付を有することを最低条件とします。）を有するものとします。なお、本邦に属する者を発行者とし、または円建てで発行される確定利付証券には投資しません。

- (ロ)ベンチマークはFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）とします。ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマークに比し±3年の範囲内で変動させることを原則とします。ベンチマークに対するトラッキングエラー・ターゲットは2%、超過収益目標は1%とします。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。
- (ハ)長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。
- (ニ)個別銘柄の選定においては、ボトムアップ・リサーチによる調査を実施し、流動性及び発行規模といった要因も考慮しつつ、割安と判断される銘柄の発掘を行います。
- (ホ)外貨建資産に対する投資比率には制限を設けません。外貨建資産については為替ヘッジ（対円）を行いません。
- (ヘ)国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- (ト)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- (チ)資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (リ)委託会社は、運用指図に関する権限のうち次にに関する権限を、次の者に委託します。

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（英国）

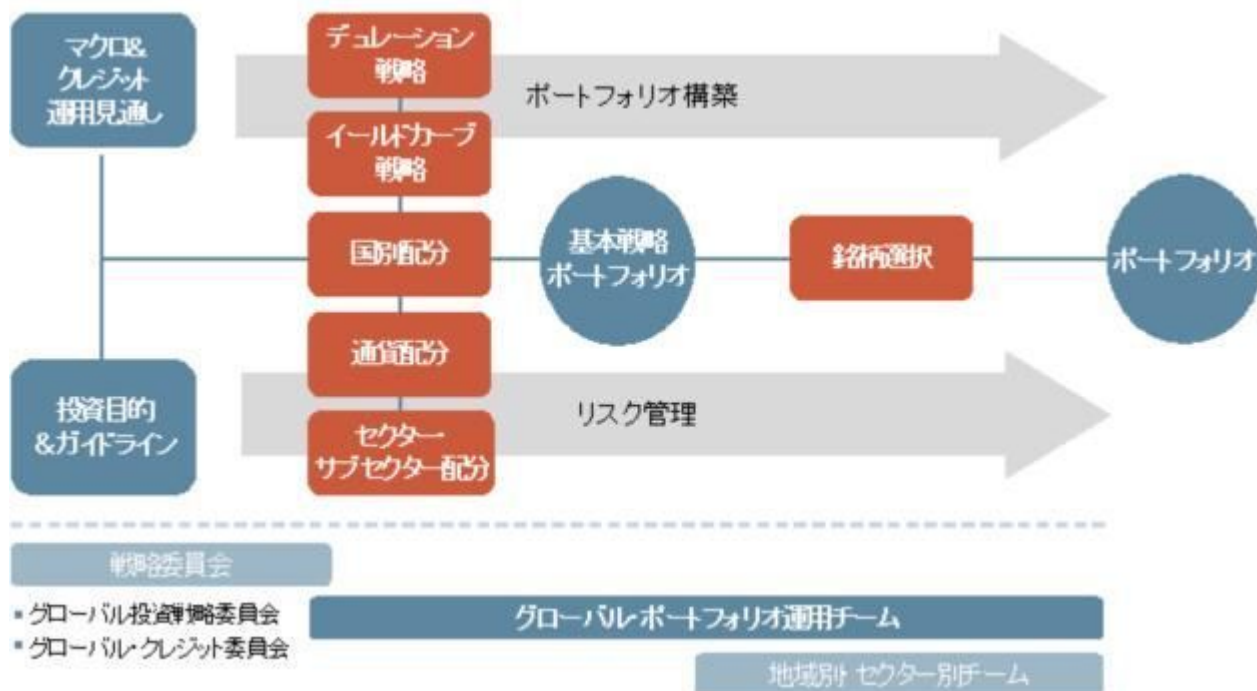
米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）及び外国為替の運用

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（米国）

米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用

<投資顧問会社の運用プロセス>

長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。



（注）運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

< ウェスタン・アセットの概要 >（平成29年11月末現在）

本部：米国カリフォルニア州パサデナ、1971年設立

レグ・メイソン・インクの100%子会社

アクティブ運用に特化。チーム体制を採用し、セクターを重視する運用

ニューヨーク、ロンドン、東京、シンガポール、メルボルン、サンパウロにも運用拠点

(2) 投資対象

当マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ) 有価証券

(ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、信託約款に定めるものに限りま。

(ハ) 金銭債権

(ニ) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ) 為替手形

委託会社（投資顧問会社を含みます。以下(2)において同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. 国債証券

b. 地方債証券

c. 特別の法律により法人の発行する債券

d. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

e. 転換社債の転換及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」とい

います。)の新株予約権に限り、)の行使により取得した株券

f. コマーシャル・ペーパー

g. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a. からf. までの証券または証書の性質を有するもの

h. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

i. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

j. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)。

k. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

l. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、上記e. の証券または証書及びg. の証券または証書のうち上記e. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記a. からd. までの証券及びg. の証券のうちa. からd. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

上記の規定にかかわらず、当マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記のa. の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記のb. に掲げる資産により運用することの指図ができます。

(3)投資制限

L M・グローバル債券マザーファンドの信託財産の運用は、委託会社（投資顧問会社を含みます。）によって、信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

< 信託約款による投資制限 >

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

株式への投資制限

a. 株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。株式への投資は転換社債を転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使した場合に限ることを原則とします。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式の範囲

a. 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。）及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるもの

とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、特に制限を設けません。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記（イ）及び（ロ）の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - （イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - （ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記a.の（イ）及び（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資は、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

受託会社による資金の立替え

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< 法令による投資制限 >

同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

(参考)

L M・グローバル株式マザーファンド

(1)投資方針

基本方針

L M・グローバル株式マザーファンドは、主として日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式に投資することにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

運用方法

a.投資対象

主として日本を除く世界各国の証券取引所上場株式・店頭登録株式を主要投資対象とします。

b.投資態度

(イ)主として、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式・店頭登録株式に投資を行い、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

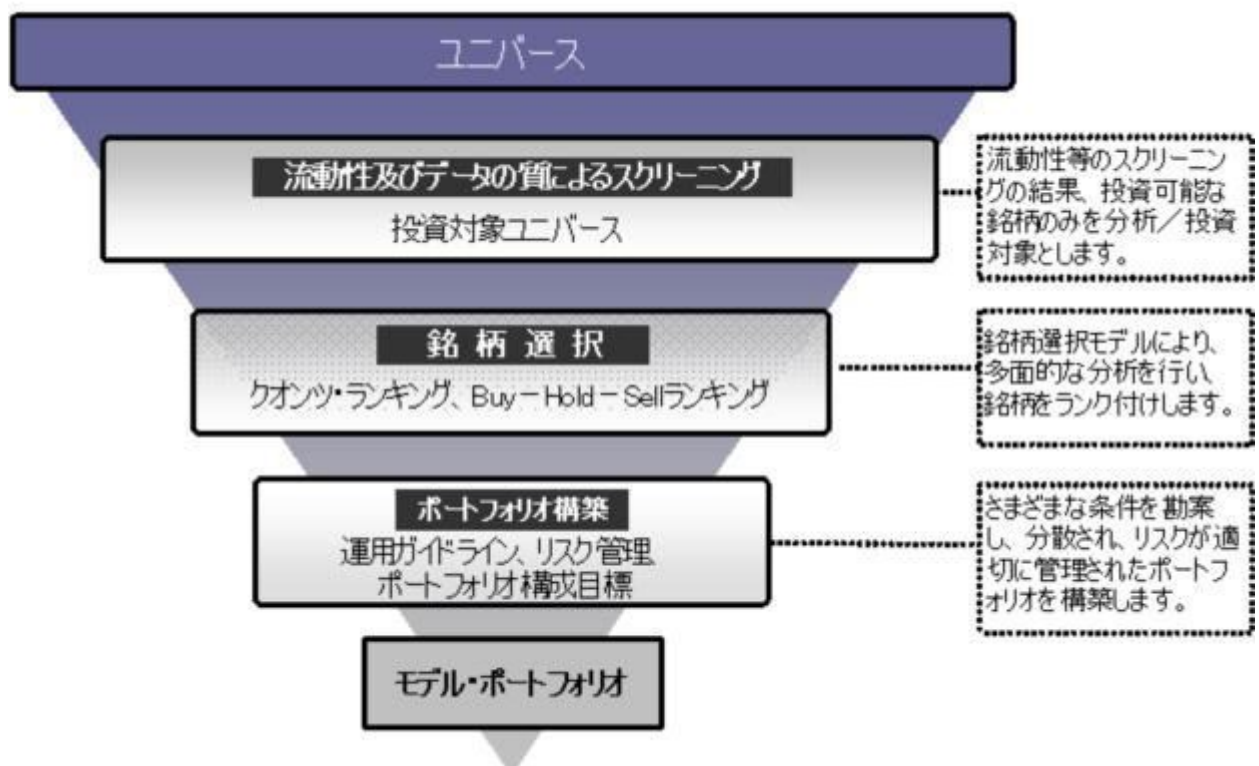
(ロ)MSCIコクサイ・インデックス（配当込、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。

ありません。

- (ハ) ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的に分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。
- (ニ) ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。
- (ホ) 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- (ヘ) 外貨建資産への投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- (ト) 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- (チ) 異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- (リ) 金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。
- (ヌ) 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ル) 委託会社は、Q S インベスターズ・エルエルシーの投資助言を受けて運用を行います。

< 投資助言会社の運用プロセス >

ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的に分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。



(注) 運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

< Q S インベスターズ・エルエルシーの概要 >（平成29年11月末現在）

- レグ・メイソン・インクの100%子会社
- 米国ニューヨークとボストンを拠点として、世界中の幅広い投資家にソリューションを提供
- 米国株式、グローバル株式を対象とした投資戦略の他、マルチ・アセット戦略を提供

(2)投資対象

当マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、信託約款に定めるものに限りま。

(ハ)金銭債権

(ニ)約束手形

- b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券

- b. 国債証券

- c. 地方債証券

- d. 特別の法律により法人の発行する債券

- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

- i. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

- j. コマーシャル・ペーパー

- k. 外国法人に対する権利で上記j.の権利の性質を有するもの

- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a. からk.までの証券または証書の性質を有するもの

- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- n. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v. 外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記a.の証券または証書、l.及びq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

上記の規定にかかわらず、当マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記のa.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。

(3)投資制限

L M・グローバル株式マザーファンドの信託財産の運用は、信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

< 信託約款による投資制限 >

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。）及び金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等への投資制限

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を

超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

信用取引の指図範囲

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

b. 上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

(イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券

(ロ) 株式分割により取得する株券

(ハ) 有償増資により取得する株券

(ニ) 売出しにより取得する株券

(ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに信託約款第13条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の範囲内とします。

(ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに信託約款第13条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに信託約款第13条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図

a. 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

a. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約

を指図するものとします。

- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記 の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。この外国為替取引の指図は、信託財産の実質純資産総額の範囲内で行うこととします。
- b. 上記a.の範囲を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替売買等の指図を行うものとします。

受託会社による資金の立替え

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< 法令による投資制限 >

同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

(1)投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

株価変動リスク（株価が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。

金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の株式及び債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

期限前償還リスク

組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

デリバティブ活用のリスク

当ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

(2)留意点

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3)投資リスクに対する管理体制

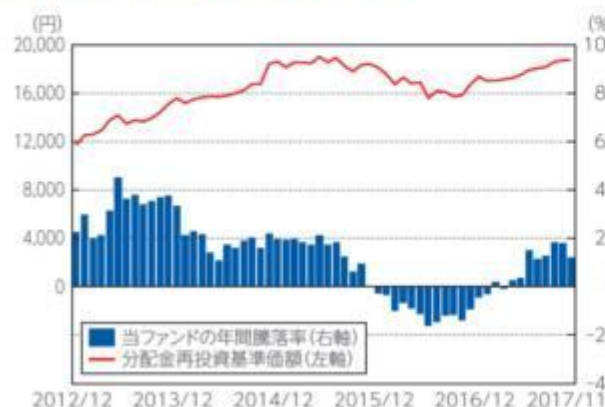
委託会社では、運用部門から独立したコンプライアンス部門において、関係法令、当ファンドの信託約款及び運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じて関係部署及び社内設置されたビジネスリスク管理委員会に報告が行われ、問題点の把握及び是正勧告等の監督が行われます。

（注）リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



「ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移」の留意点

- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」の留意点

- ※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 2012年12月～2017年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。
- ※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、ヘッジなし・円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、ヘッジなし・円ベース)
 日本国債・・・FTSE日本国債インデックス (ヘッジなし・円ベース)
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
 新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス (ヘッジなし・円ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円ベースの指数を採用しております。

(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に帰属します (TOPIX:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックス、FTSE新興国市場国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC)。また、それぞれの主体は当ファンドの運用に関して一切の責任を負うものではありません。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に2.70%（税抜2.50%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用）の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.296%（税抜1.20%）を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分及びこれらに対価とする役務の内容は以下の通りです。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

配分及び役務	委託会社	0.57%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の計算等
	販売会社	0.56%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
	受託会社	0.07%（税抜）	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

投資顧問会社及び投資助言会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。委託会社は、投資顧問会社及び投資助言会社が受ける報酬の額及び支弁の時期を、投資顧問会社及び投資助言会社との間で別に定めます。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は以下の通りです。

- a. 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料^{*}
- b. 先物取引・オプション取引等に要する費用
- c. 外貨建資産の保管等に要する費用
- d. 借入金の利息
- e. 信託財産に関する租税
- f. 受託会社の立替えた立替金の利息
- g. 信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

*当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

上記のa.からf.までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。

上記のg.の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。

- a.組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- b.先物取引・オプション取引等に要する費用
- c.外貨建資産の保管等に要する費用
- d.信託財産に関する租税
- e.受託会社の立替えた立替金の利息
- f.信託事務等に要する諸費用

上記のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記のd.からf.までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。

上記のうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

- a.売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
- b.保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
- c.監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- d.印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用

上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人受益者、法人受益者毎の課税上の取扱いは以下の通りです。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者に対する課税

- a.収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金について、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。なお、受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
- b.一部解約時及び償還時の差益（譲渡益）が譲渡所得として課税対象となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。

解約価額または償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した額です。

（注）特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

期間	税率
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

c. 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）及び未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」及び未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

期間	税率
平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

配当控除・益金不算入制度

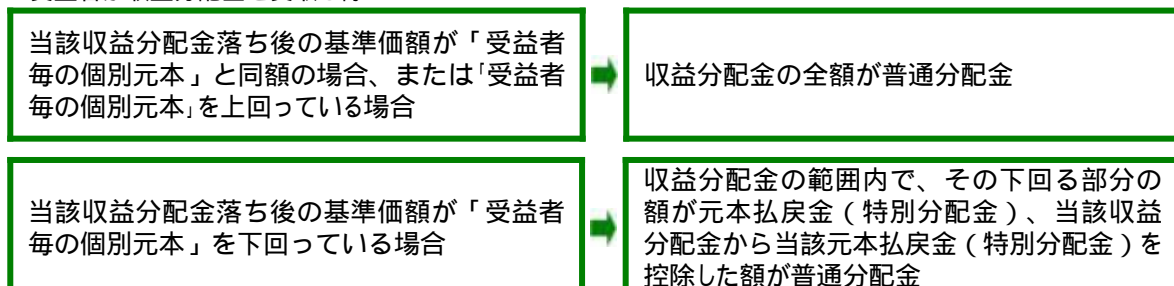
配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。

（注1）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 受益者が収益分配金を受取る際 >



（注2）個別元本について

個別元本は、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成29年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。

5【運用状況】

以下は、平成29年11月30日現在の運用状況であります。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（１）【投資状況】

LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	39,846,145,275	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	21,983,269	0.06
合計（純資産総額）		39,824,162,006	100.00

（参考）LM・グローバル債券マザーファンド

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	8,964,377,621	29.23
	カナダ	681,473,678	2.22
	メキシコ	1,772,671,168	5.78
	ドイツ	2,017,723,721	6.58
	イタリア	4,263,131,686	13.90
	フランス	2,352,496,839	7.67
	スペイン	985,532,329	3.21
	ベルギー	1,989,809,888	6.49
	イギリス	2,005,395,585	6.54
	スウェーデン	138,118,108	0.45
	ポーランド	967,143,488	3.15
	オーストラリア	529,424,389	1.73
	アラブ首長国連邦	188,548,339	0.61
	クウェート	182,666,599	0.60
	小計	27,038,513,438	88.15

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,634,514,256	11.85
合計(純資産総額)		30,673,027,694	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	アメリカ	12,066,058,729	39.33
	買建	ドイツ	2,868,842,091	9.35
	売建	アメリカ	913,440,388	2.97
	売建	ドイツ	11,115,576,777	36.23
	売建	イギリス	704,813,185	2.29

(注)その他の資産として、先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（参考）LM・グローバル株式マザーファンド

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	7,937,378,683	58.99
	カナダ	289,761,492	2.15
	ドイツ	369,424,940	2.75
	イタリア	100,268,730	0.75
	フランス	279,496,549	2.08
	オランダ	228,698,423	1.70
	スペイン	513,177,154	3.81
	オーストリア	74,529,790	0.55
	ルクセンブルク	100,426,604	0.75
	フィンランド	268,929,651	2.00
	アイルランド	142,919,887	1.06
	イギリス	1,060,487,573	7.88
	スイス	155,207,205	1.15
	スウェーデン	128,694,299	0.96
	デンマーク	161,017,711	1.20
	オーストラリア	361,764,784	2.69
	バミューダ	415,113,623	3.08
	シンガポール	121,686,300	0.90
	イスラエル	194,858,354	1.45
	小計	12,903,841,752	95.89
投資証券	アメリカ	54,374,840	0.40
	ドイツ	70,085,516	0.52
	小計	124,460,356	0.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	427,966,263	3.19
合計(純資産総額)		13,456,268,371	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

L M・グローバル・プラス（毎月分配型）

a. 上位 30 銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	L M・グローバル債券 マザーファンド	10,926,465,298	2.4274	26,522,901,865	2.4155	26,392,876,927	66.27
2	日本	親投資信託 受益証券	L M・グローバル株式 マザーファンド	3,981,434,847	3.3952	13,517,767,592	3.3790	13,453,268,348	33.78

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

（参考）L M・グローバル債券マザーファンド

a. 上位 30 銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	27,640,000	11,248.69	3,109,140,542	11,069.31	3,059,558,530	1.750	2022/3/31	9.97
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	26,300,000	11,173.46	2,938,620,847	11,131.46	2,927,575,870	1.875	2022/1/31	9.54
3	イギリス	国債証券	UK TREASURY	9,260,000	22,299.95	2,064,975,573	21,656.53	2,005,395,585	4.250	2040/12/7	6.54
4	ベルギー	国債証券	BELGIUM GOVT	14,420,000	13,732.55	1,980,234,287	13,798.95	1,989,809,888	0.800	2025/6/22	6.49
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	12,780,000	12,601.14	1,610,426,076	12,930.83	1,652,560,412	3.625	2044/2/15	5.39
6	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	11,970,000	12,495.82	1,495,750,526	13,033.44	1,560,103,027	0.250	2026/11/25	5.09
7	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	7,240,000	17,485.10	1,265,921,280	18,112.76	1,311,363,868	5.000	2040/9/1	4.28

8	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS DESARR FIX	202,232,600	607.83	1,229,235,244	616.12	1,246,010,278	7.750	2042/11/13	4.06
9	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	7,900,000	13,500.80	1,066,563,243	13,852.34	1,094,335,541	1.450	2022/9/15	3.57
10	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	7,460,000	13,645.35	1,017,943,399	13,660.57	1,019,078,595	0.500	2026/2/15	3.32
11	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	6,830,000	14,766.34	1,008,541,503	14,621.45	998,645,126	2.000	2022/1/4	3.26
12	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	29,320,000	2,967.67	870,121,615	2,983.29	874,701,448	2.500	2026/7/25	2.85
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	6,830,000	11,899.18	812,714,322	11,650.57	795,734,196	3.625	2020/2/15	2.59
14	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	4,340,000	17,301.55	750,887,579	18,257.92	792,393,812	3.250	2045/5/25	2.58
15	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	5,510,000	13,950.36	768,664,968	13,819.94	761,478,858	2.500	2019/5/1	2.48
16	スペイン	国債証券	SPAIN GOVT	2,940,000	19,298.08	567,363,842	19,547.77	574,704,516	5.150	2044/10/31	1.87
17	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA GOVT	5,240,000	10,039.78	526,084,551	10,103.51	529,424,389	4.750	2027/4/21	1.73
18	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,690,000	17,062.63	458,984,799	17,757.75	477,683,730	4.750	2044/9/1	1.56
19	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	3,260,000	14,052.36	458,106,951	14,259.80	464,869,796	2.150	2021/12/15	1.52
20	スペイン	国債証券	SPAIN GOVT	2,500,000	16,798.20	419,955,180	16,433.11	410,827,813	5.850	2022/1/31	1.34
21	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT	4,270,000	9,203.33	392,982,379	8,994.72	384,074,967	2.250	2025/6/1	1.25
22	メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,694,000	11,840.54	318,984,352	12,852.02	346,233,498	5.550	2045/1/21	1.13
23	カナダ	国債証券	CANADA GOVT INFL INDEX	1,610,000	13,240.07	299,533,102	12,907.26	297,398,711	4.000	2031/12/1	0.97
24	アラブ首 長国連邦	国債証券	ABU DHABI GOVT	1,690,000	11,105.83	187,688,624	11,156.70	188,548,339	4.125	2047/10/11	0.61
25	クウェート	国債証券	KUWAIT INTL BOND	1,600,000	11,095.86	177,533,813	11,416.66	182,666,599	3.500	2027/3/20	0.60
26	メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,600,000	10,481.15	167,698,512	11,276.71	180,427,392	4.600	2046/1/23	0.59
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	1,430,000	11,365.23	162,522,811	11,607.24	165,983,560	3.000	2045/5/15	0.54
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	1,390,000	11,341.85	157,651,801	11,605.49	161,316,328	3.000	2047/2/15	0.53
29	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	1,110,000	13,304.90	147,684,455	13,819.81	153,399,893	2.000	2025/12/1	0.50
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	1,360,000	11,171.29	151,929,646	11,157.72	151,745,113	2.000	2022/10/31	0.49

（注１）変動利付債券は平成29年11月末現在の利率です。

（注２）平成29年11月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	88.15
合計	88.15

（参考）L M・グローバル株式マザーファンド

a. 上位 3 0 銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	情報技術	22,500	15,349.72	345,368,914	18,990.23	427,280,265	3.18
2	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	情報技術	12,000	15,187.25	182,247,084	19,623.31	235,479,798	1.75
3	アメリカ	株式	BOEING CO/THE	資本財・ サービス	6,700	20,194.77	135,304,970	30,175.06	202,172,936	1.50
4	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	金融	57,500	2,765.39	159,010,155	3,168.77	182,204,505	1.35
5	アメリカ	株式	OWENS CORNING	資本財・ サービス	17,300	6,553.80	113,380,818	9,892.89	171,147,075	1.27
6	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・ サービス	8,500	16,237.16	138,015,906	19,860.86	168,817,331	1.25
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	情報技術	1,400	94,674.40	132,544,170	116,238.42	162,733,801	1.21
8	アメリカ	株式	AGILENT TECHNOLOGIES INC	ヘルスケア	21,000	5,748.16	120,711,466	7,696.71	161,631,005	1.20
9	アメリカ	株式	CITIZENS FINANCIAL GROUP	金融	35,300	4,187.30	147,811,990	4,557.07	160,864,695	1.20
10	アメリカ	株式	MGIC INVESTMENT CORP	金融	95,800	1,193.33	114,321,254	1,671.78	160,157,099	1.19
11	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	情報技術	26,900	4,058.45	109,172,332	5,928.56	159,478,412	1.19
12	アメリカ	株式	LEAR CORP	一般消費財・ サービス	7,900	15,909.97	125,688,838	20,068.15	158,538,424	1.18
13	アメリカ	株式	NORTHROP GRUMMAN CORP	資本財・ サービス	4,600	27,686.43	127,357,599	34,364.61	158,077,227	1.17
14	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア	6,300	18,530.82	116,744,222	24,973.70	157,334,335	1.17
15	スイス	株式	SIKA AG-BR	素材	180	643,708.65	115,867,557	862,262.25	155,207,205	1.15
16	イギリス	株式	PERSIMMON PLC	一般消費財・ サービス	39,680	3,098.30	122,940,596	3,895.05	154,555,596	1.15

17	アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC	生活必需品	14,100	7,947.70	112,062,662	10,931.59	154,135,532	1.15
18	バミューダ	株式	KERRY PROPERTIES LTD	不動産	311,000	341.53	106,215,830	495.07	153,968,325	1.14
19	オランダ	株式	FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	一般消費財・サービス	79,589	1,365.28	108,661,811	1,920.43	152,845,310	1.14
20	アメリカ	株式	AMGEN INC	ヘルスケア	7,600	19,780.18	150,329,417	19,298.37	146,667,623	1.09
21	フィンランド	株式	UPM-KYMMENE OYJ	素材	42,420	2,978.92	126,366,138	3,409.23	144,619,651	1.07
22	ドイツ	株式	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	資本財・サービス	37,881	2,749.16	104,141,195	3,811.38	144,378,937	1.07
23	アメリカ	株式	HOLLYFRONTIER CORP	エネルギー	28,800	3,885.34	111,897,955	4,967.17	143,054,683	1.06
24	アイルランド	株式	ICON PLC	ヘルスケア	11,100	9,386.42	104,189,356	12,875.66	142,919,887	1.06
25	オーストラリア	株式	QANTAS AIRWAYS LTD	資本財・サービス	287,041	318.26	91,354,385	479.51	137,640,608	1.02
26	アメリカ	株式	BEST BUY CO INC	一般消費財・サービス	20,300	4,944.76	100,378,759	6,591.90	133,815,600	0.99
27	アメリカ	株式	SIRIUS XM HOLDINGS INC	一般消費財・サービス	216,500	570.33	123,477,419	614.03	132,938,361	0.99
28	アメリカ	株式	MANPOWERGROUP INC	資本財・サービス	9,100	11,643.11	105,952,351	14,545.21	132,361,416	0.98
29	アメリカ	株式	CIGNA CORP	ヘルスケア	5,700	18,698.90	106,583,753	23,063.25	131,460,534	0.98
30	アメリカ	株式	STEEL DYNAMICS INC	素材	30,700	4,101.03	125,901,621	4,243.33	130,270,338	0.97

（注）平成29年11月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
株式	エネルギー	5.20
	素材	6.33
	資本財・サービス	11.76
	一般消費財・サービス	12.96
	生活必需品	7.70
	ヘルスケア	13.36
	金融	18.12
	情報技術	16.71
	電気通信サービス	0.70

	公益事業	1.92
	不動産	1.14
投資証券	—	0.92
合計		96.82

【投資不動産物件】

ＬＭ・グローバル・プラス（毎月分配型）

該当事項はありません。

（参考）ＬＭ・グローバル債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）ＬＭ・グローバル株式マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ＬＭ・グローバル・プラス（毎月分配型）

該当事項はありません。

（参考）ＬＭ・グローバル債券マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 （円）	評価額	評価額 （円）	投資 比率 （％）
債券 先物 取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 5YR 1803	買建	860	米ドル	100,373,233.6	11,246,820,825	100,297,500	11,238,334,875	36.63
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 10YR 1803	買建	19	米ドル	2,371,354.99	265,710,326	2,364,906.25	264,987,745	0.86
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 20YR 1803	買建	33	米ドル	5,060,121.9	566,986,659	5,022,187.5	562,736,109	1.83
	アメリカ	シカゴ商品取引所	USUL10YR1803	売建	61	米ドル	8,191,046.45	917,806,755	8,152,078.43	913,440,388	2.97
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BTP10YR 1712	売建	43	ユーロ	5,984,863.45	794,849,715	6,029,890	800,829,691	2.61
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EB 5YR 1712	買建	120	ユーロ	15,789,158	2,096,958,074	15,776,400	2,095,263,684	6.83

ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EB 10YR 1712	売建	478	ユーロ	77,537,161.3	10,297,710,392	77,665,440	10,314,747,086	33.62
ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EB 30YR 1712	買建	35	ユーロ	5,837,157.75	775,232,921	5,824,700	773,578,407	2.52
イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	UK 10YR 1803	売建	38	英ポンド	4,720,687.56	709,660,961	4,688,440	704,813,185	2.29

（注１）評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（注２）評価額は、平成29年11月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（参考）ＬＭ・グローバル株式マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

ＬＭ・グローバル・プラス（毎月分配型）

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第9特定期間末（平成20年 5月 8日）	300,486,293,661	308,437,394,899	9,568	9,818
第10特定期間末（平成20年11月10日）	207,375,762,912	211,044,207,501	7,082	7,202
第11特定期間末（平成21年 5月 8日）	195,133,794,264	203,990,077,700	6,882	7,192
第12特定期間末（平成21年11月 9日）	190,690,132,596	197,163,252,862	6,875	7,105
第13特定期間末（平成22年 5月10日）	170,534,959,508	175,864,406,871	6,598	6,798
第14特定期間末（平成22年11月 8日）	149,489,380,098	153,404,011,319	6,372	6,532
第15特定期間末（平成23年 5月 9日）	131,662,755,820	134,739,084,604	6,299	6,439
第16特定期間末（平成23年11月 8日）	105,759,774,868	108,065,176,287	5,865	5,985
第17特定期間末（平成24年 5月 8日）	94,212,717,820	96,179,541,898	6,063	6,183
第18特定期間末（平成24年11月 8日）	83,120,655,618	84,853,636,129	6,099	6,219
第19特定期間末（平成25年 5月 8日）	95,663,390,673	97,182,436,329	7,984	8,104
第20特定期間末（平成25年11月 8日）	83,989,587,667	85,315,189,239	8,010	8,130
第21特定期間末（平成26年 5月 8日）	76,553,478,098	77,673,991,945	8,720	8,840
第22特定期間末（平成26年11月10日）	71,585,396,342	72,548,687,076	9,597	9,717
第23特定期間末（平成27年 5月 8日）	63,814,736,868	64,628,312,828	9,959	10,079
第24特定期間末（平成27年11月 9日）	56,687,455,293	57,403,351,737	9,838	9,958
第25特定期間末（平成28年 5月 9日）	46,467,949,852	47,131,513,039	8,597	8,717

第26特定期間末	(平成28年11月 8日)	41,977,042,332	42,604,081,414	8,237	8,357
第27特定期間末	(平成29年 5月 8日)	42,297,535,577	42,877,690,593	9,024	9,144
第28特定期間末	(平成29年11月 8日)	40,425,324,800	40,956,066,961	9,534	9,654
	平成28年11月末日	43,823,012,265	—	8,677	—
	12月末日	44,424,913,384	—	8,992	—
	平成29年 1月末日	42,717,339,924	—	8,793	—
	2月末日	42,313,440,216	—	8,783	—
	3月末日	41,851,643,464	—	8,820	—
	4月末日	41,580,100,920	—	8,859	—
	5月末日	41,471,236,937	—	8,970	—
	6月末日	41,708,288,835	—	9,161	—
	7月末日	41,063,209,186	—	9,203	—
	8月末日	40,737,649,111	—	9,244	—
	9月末日	40,941,857,997	—	9,438	—
	10月末日	40,289,736,327	—	9,471	—
	11月末日	39,824,162,006	—	9,480	—

（注１）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

（注２）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第9特定期間	平成19年11月 9日～平成20年 5月 8日	250
第10特定期間	平成20年 5月 9日～平成20年11月10日	120
第11特定期間	平成20年11月11日～平成21年 5月 8日	310
第12特定期間	平成21年 5月 9日～平成21年11月 9日	230
第13特定期間	平成21年11月10日～平成22年 5月10日	200
第14特定期間	平成22年 5月11日～平成22年11月 8日	160
第15特定期間	平成22年11月 9日～平成23年 5月 9日	140
第16特定期間	平成23年 5月10日～平成23年11月 8日	120
第17特定期間	平成23年11月 9日～平成24年 5月 8日	120
第18特定期間	平成24年 5月 9日～平成24年11月 8日	120
第19特定期間	平成24年11月 9日～平成25年 5月 8日	120
第20特定期間	平成25年 5月 9日～平成25年11月 8日	120
第21特定期間	平成25年11月 9日～平成26年 5月 8日	120
第22特定期間	平成26年 5月 9日～平成26年11月10日	120
第23特定期間	平成26年11月11日～平成27年 5月 8日	120
第24特定期間	平成27年 5月 9日～平成27年11月 9日	120
第25特定期間	平成27年11月10日～平成28年 5月 9日	120

第26特定期間	平成28年 5月10日～平成28年11月 8日	120
第27特定期間	平成28年11月 9日～平成29年 5月 8日	120
第28特定期間	平成29年 5月 9日～平成29年11月 8日	120

【収益率の推移】

L M・グローバル・プラス（毎月分配型）

期	期間	収益率（％）
第9特定期間	平成19年11月 9日～平成20年 5月 8日	8.06
第10特定期間	平成20年 5月 9日～平成20年11月10日	24.73
第11特定期間	平成20年11月11日～平成21年 5月 8日	1.55
第12特定期間	平成21年 5月 9日～平成21年11月 9日	3.24
第13特定期間	平成21年11月10日～平成22年 5月10日	1.12
第14特定期間	平成22年 5月11日～平成22年11月 8日	1.00
第15特定期間	平成22年11月 9日～平成23年 5月 9日	1.05
第16特定期間	平成23年 5月10日～平成23年11月 8日	4.98
第17特定期間	平成23年11月 9日～平成24年 5月 8日	5.42
第18特定期間	平成24年 5月 9日～平成24年11月 8日	2.57
第19特定期間	平成24年11月 9日～平成25年 5月 8日	32.87
第20特定期間	平成25年 5月 9日～平成25年11月 8日	1.83
第21特定期間	平成25年11月 9日～平成26年 5月 8日	10.36
第22特定期間	平成26年 5月 9日～平成26年11月10日	11.43
第23特定期間	平成26年11月11日～平成27年 5月 8日	5.02
第24特定期間	平成27年 5月 9日～平成27年11月 9日	0.01
第25特定期間	平成27年11月10日～平成28年 5月 9日	11.39
第26特定期間	平成28年 5月10日～平成28年11月 8日	2.79
第27特定期間	平成28年11月 9日～平成29年 5月 8日	11.01
第28特定期間	平成29年 5月 9日～平成29年11月 8日	6.98

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

L M・グローバル・プラス（毎月分配型）

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第9特定期間	12,414,782,001	22,684,436,074
第10特定期間	5,797,634,687	27,006,007,142
第11特定期間	1,853,557,139	11,145,611,830
第12特定期間	3,886,998,711	10,056,305,413

第13特定期間	1,534,068,210	20,462,118,847
第14特定期間	747,558,607	24,598,698,126
第15特定期間	626,102,248	26,208,348,225
第16特定期間	391,313,735	29,075,179,631
第17特定期間	335,029,826	25,267,895,244
第18特定期間	270,116,622	19,370,817,048
第19特定期間	375,116,602	16,855,620,382
第20特定期間	244,952,174	15,206,731,793
第21特定期間	309,909,865	17,374,704,347
第22特定期間	300,553,932	13,499,228,798
第23特定期間	422,664,785	10,936,538,412
第24特定期間	187,968,819	6,642,585,800
第25特定期間	142,254,596	3,711,304,178
第26特定期間	111,270,156	3,201,167,985
第27特定期間	410,042,414	4,502,742,700
第28特定期間	195,906,100	4,664,842,921

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

参考情報

基準価額・純資産の推移(過去10年間)

2007年11月末～2017年11月末



基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
9,480円	398億円

分配の推移

2017年7月	20円
2017年8月	20円
2017年9月	20円
2017年10月	20円
2017年11月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	6,060円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況*

■LM・グローバル・プラス(毎月分配型)

■資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
LM・グローバル債券マザーファンド受益証券	日本	66.27
LM・グローバル株式マザーファンド受益証券	日本	33.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.06
合計(純資産総額)		100.00

*比率は各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

■LM・グローバル債券マザーファンド

■国・地域別構成

国・地域	比率(%)
アメリカ	29.23
イタリア	13.90
フランス	7.67
ドイツ	6.58
その他	30.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	11.85
合計(純資産総額)	100.00

その他投資資産	比率(%)
先物等	7.19

■主要投資銘柄

国	種類	銘柄名	利率(%)	償還日	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	1.750	2022年3月31日	9.97
アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	1.875	2022年1月31日	9.54
イギリス	国債証券	UK TREASURY	4.250	2040年12月7日	6.54
ベルギー	国債証券	BELGIUM GOVT	0.800	2025年6月22日	6.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	3.625	2044年2月15日	5.39
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	0.250	2026年11月25日	5.09
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	5.000	2040年9月1日	4.28
メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS DESARX FIX	7.750	2042年11月13日	4.06
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	1.450	2022年9月15日	3.57
ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	0.500	2026年2月15日	3.32

■LM・グローバル株式マザーファンド

■国・地域別構成

国・地域	比率(%)
アメリカ	59.39
イギリス	7.88
スペイン	3.81
ドイツ	3.27
バミューダ	3.08
オーストラリア	2.69
カナダ	2.15
その他	14.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	3.19
合計(純資産総額)	100.00

■主要投資銘柄

国	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	情報技術	3.18
アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	情報技術	1.75
アメリカ	株式	BOEING CO/THE	資本財・サービス	1.50
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	金融	1.35
アメリカ	株式	OWENS CORNING	資本財・サービス	1.27
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス	1.25
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	情報技術	1.21
アメリカ	株式	AGILENT TECHNOLOGIES INC	ヘルスケア	1.20
アメリカ	株式	CITIZENS FINANCIAL GROUP	金融	1.20
アメリカ	株式	MGIC INVESTMENT CORP	金融	1.19

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2017年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1)当ファンドの取得申込みは、販売会社で受け付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先ま

でお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(2)取得申込みの受付は、申込期間中の受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受け付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*2 原則として、午後3時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

なお、受益権の取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の受益権の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の申込価額（購入価額）は、当該受付中止を解除した最初の基準価額の計算日に受益権の取得申込みを受付けたものとして、下記(5)の規定に準じて計算された価額とします。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(3)当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。

お申込みを行う投資者は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

一般コース（収益分配時に分配金を受取るコースです。）

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込みいただく口数または金額をご指定ください。口数を指定した場合にお支払いいただく金額は、ご指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

（注）販売会社によっては、どちらか一方の指定により取得申込みの受付を行う場合があります。自動けいぞく投資コース（収益分配時に分配金を再投資するコースです。）

販売会社が定めた金額以上で投資者が指定する金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択する投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款^{*}に基づく契約を締結します。販売会社によっては、販売会社と定期引出契約^{*}を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。

ます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

* 販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- (4) 申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。
- (5) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6) 申込手数料は、上記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 一部解約請求（換金申込）の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受け付けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*2 原則として、午後3時までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注) 委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受け付けた一部解約請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、下記(3)の規定に準じて計算された価額とします。

(注) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。

(注) 一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- (2) 一部解約請求の単位（換金単位）は、1口単位です。

販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

- (3) 一部解約の価額（換金価額）は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。

- (4) 一部解約の手数料及び信託財産留保額はありせん。

- (5) 一部解約金（換金代金）は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

資産の評価方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資

産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口あたりに換算した価額で表示されます。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

マザーファンド受益証券	マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
国債証券	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。
株 式・投資証券	原則として、外国金融商品市場または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
先物取引・オプション取引	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることがあります。

追加信託金の計算について

- a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
- b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：プラス毎）されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

運用報告書等

- a. 委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年4月及び10月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、運用報告書（全体版）（投信法第14条第1項に定める運用報告書）及び運用報告書（全体版）のうち運用経過、運用方針及び信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書（投信法第14条第4項に定める運用報告書）を作成します。
- b. 交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、運用報告書（全体版）について受益者から交付の請求があった場合には、交付します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

- c. 委託会社は、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年5月及び11月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として、無期限（平成15年12月8日設定）です。ただし、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として、毎月9日から翌月の8日までとします。ただし、第1計算期間は、平成15年12月8日から平成16年1月8日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、当ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.及びb.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 上記c.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.及びb.の信託契約の解約を行いません。
- f. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d.からf.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記 のd.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記 の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更は行いません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

反対者の買取請求権

上記 に規定する信託契約の解約または上記 に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 のd.または上記 のc.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

関係法人との契約の更改に関する手続き

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは信託契約の解約を行うことがあります。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間です。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。
- c. 投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、「LM・グローバル債券マザーファンド」の信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契

約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。

- d. 投資助言会社との投資顧問契約の有効期間は、契約締結の日から、「LM・グローバル株式マザーファンド」の信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

4【受益者の権利等】

収益分配金の請求権

- a. 受益者は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
- c. 上記b.にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。
- d. 収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- e. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の請求権

- a. 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
- c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、1口単位（販売会社により異なる場合があります。）をもって一部解約請求を行う権利を有します。
- b. 一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払われます。
- c. 一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所

定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

異議申立を行った受益者の買取請求権

上記 に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成29年 5月 9日から平成29年11月 8日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【LM・グローバル・プラス（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成29年 5月 8日現在	当期 平成29年11月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	175,937,537	180,804,433
親投資信託受益証券	42,284,510,135	40,341,989,038
未収入金	-	100,000,000
流動資産合計	42,460,447,672	40,622,793,471
資産合計	42,460,447,672	40,622,793,471
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	93,741,816	84,803,942
未払解約金	27,976,887	70,448,299
未払受託者報酬	2,381,665	2,441,129
未払委託者報酬	38,446,924	39,406,802
未払利息	456	405
その他未払費用	364,347	368,094
流動負債合計	162,912,095	197,468,671
負債合計	162,912,095	197,468,671
純資産の部		
元本等		
元本	46,870,908,125	42,401,971,304
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,573,372,548	1,976,646,504
（分配準備積立金）	388,072,931	179,770,658
元本等合計	42,297,535,577	40,425,324,800
純資産合計	42,297,535,577	40,425,324,800
負債純資産合計	42,460,447,672	40,622,793,471

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成28年11月 9日 至 平成29年 5月 8日	当期 自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
営業収益		
受取利息	1,087	341
有価証券売買等損益	4,783,061,510	3,057,478,903
営業収益合計	4,783,062,597	3,057,479,244
営業費用		
支払利息	21,607	20,085
受託者報酬	16,038,467	15,682,139
委託者報酬	258,906,598	253,154,477
その他費用	2,280,934	2,214,715
営業費用合計	277,247,606	271,071,416
営業利益又は営業損失（ ）	4,505,814,991	2,786,407,828
経常利益又は経常損失（ ）	4,505,814,991	2,786,407,828
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,505,814,991	2,786,407,828
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	30,607,425	25,710,289
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,986,566,079	4,573,372,548
剰余金増加額又は欠損金減少額	569,276,581	380,825,370
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	569,276,581	380,825,370
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,135,600	14,054,704
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,135,600	14,054,704
分配金	580,155,016	530,742,161
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,573,372,548	1,976,646,504

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 平成29年 5月 8日現在	当期 平成29年11月 8日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 46,870,908,125口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 42,401,971,304口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 4,573,372,548円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 1,976,646,504円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.9024円 (一万口当たり純資産額) (9,024円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.9534円 (一万口当たり純資産額) (9,534円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 平成28年11月 9日 至 平成29年 5月 8日	当期 自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程	平成28年11月 9日から 平成28年12月 8日まで の計算期間	平成29年 5月 9日から 平成29年 6月 8日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	75,576,589円	61,176,287円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	2,882,497,142円	2,646,760,976円
分配準備積立金額	628,080,853円	381,243,152円
当ファンドの分配対象収益額	3,586,154,584円	3,089,180,415円

当ファンドの期末残存口数	50,266,269,636口	46,075,388,610口
1万口当たり収益分配対象額	713.43円	670.46円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	100,532,539円	92,150,777円
	平成28年12月 9日から 平成29年 1月10日まで の計算期間	平成29年 6月 9日から 平成29年 7月10日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	79,161,621円	85,751,842円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	2,825,617,897円	2,605,978,117円
分配準備積立金額	590,968,629円	344,749,047円
当ファンドの分配対象収益額	3,495,748,147円	3,036,479,006円
当ファンドの期末残存口数	49,270,379,192口	45,363,243,296口
1万口当たり収益分配対象額	709.50円	669.35円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	98,540,758円	90,726,486円
	平成29年 1月11日から 平成29年 2月 8日まで の計算期間	平成29年 7月11日から 平成29年 8月 8日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	20,105,389円	36,689,305円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	2,774,182,556円	2,556,247,791円
分配準備積立金額	560,630,789円	333,100,190円
当ファンドの分配対象収益額	3,354,918,734円	2,926,037,286円
当ファンドの期末残存口数	48,364,985,592口	44,494,371,440口
1万口当たり収益分配対象額	693.66円	657.62円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	96,729,971円	88,988,742円
	平成29年 2月 9日から 平成29年 3月 8日まで の計算期間	平成29年 8月 9日から 平成29年 9月 8日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	77,163,455円	43,334,136円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	2,755,923,496円	2,519,486,797円
分配準備積立金額	477,239,023円	276,562,261円
当ファンドの分配対象収益額	3,310,325,974円	2,839,383,194円
当ファンドの期末残存口数	47,988,185,450口	43,850,816,223口
1万口当たり収益分配対象額	689.81円	647.49円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	95,976,370円	87,701,632円
	平成29年 3月 9日から 平成29年 4月10日まで の計算期間	平成29年 9月 9日から 平成29年10月10日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	53,943,543円	68,160,720円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	2,717,605,732円	2,481,613,433円
分配準備積立金額	451,803,609円	228,367,555円
当ファンドの分配対象収益額	3,223,352,884円	2,778,141,708円
当ファンドの期末残存口数	47,316,781,186口	43,185,291,172口
1万口当たり収益分配対象額	681.22円	643.30円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	94,633,562円	86,370,582円
	平成29年 4月11日から 平成29年 5月 8日まで の計算期間	平成29年10月11日から 平成29年11月 8日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	74,727,442円	58,439,605円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	2,692,165,619円	2,436,852,387円
分配準備積立金額	407,087,305円	206,134,995円
当ファンドの分配対象収益額	3,173,980,366円	2,701,426,987円
当ファンドの期末残存口数	46,870,908,125口	42,401,971,304口
1万口当たり収益分配対象額	677.16円	637.09円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	93,741,816円	84,803,942円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成28年11月 9日 至 平成29年 5月 8日	当期 自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 平成28年11月 9日 至 平成29年 5月 8日	当期 自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期	当期
	自 平成28年11月 9日 至 平成29年 5月 8日	自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
期首元本額	50,963,608,411円	46,870,908,125円
期中追加設定元本額	410,042,414円	195,906,100円
期中解約元本額	4,502,742,700円	4,664,842,921円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	平成29年 5月 8日現在	平成29年11月 8日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,661,245,605	674,465,606
合計	1,661,245,605	674,465,606

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	L M・グローバル債券マザーファンド	11,050,597,943	26,824,221,446	
		L M・グローバル株式マザーファンド	3,981,434,847	13,517,767,592	
	小計	銘柄数：2	15,032,032,790	40,341,989,038	
		組入時価比率：99.8%		100.0%	
合計				40,341,989,038	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「L M・グローバル債券マザーファンド」受益証券及び「L M・グローバル株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

1. 「L M・グローバル債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、L M・グローバル債券マザーファンドの計算期間はL M・グローバル・プラス（毎月分配型）の計算期間とは異なり、毎年3月2日から翌年3月1日までであります。

L M・グローバル債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成29年 5月 8日現在	平成29年11月 8日現在
資産の部		
流動資産		
預金	2,551,809,662	1,444,150,782
コール・ローン	179,589,287	291,696,167
国債証券	28,843,208,509	28,970,929,782
コール・オプション（買）	210,256	-
プット・オプション（買）	519,494	105,520
派生商品評価勘定	106,352,304	27,588,078
未収入金	2,615,832	4,487,238
未収利息	230,665,919	196,428,887
前払費用	27,151,390	21,803,488
差入委託証拠金	1,056,459,289	582,913,070

	平成29年 5月 8日現在	平成29年11月 8日現在
流動資産合計	32,998,581,942	31,540,103,012
資産合計	32,998,581,942	31,540,103,012
負債の部		
流動負債		
コール・オプション（売）	972,382	-
プット・オプション（売）	3,604,035	106,839
派生商品評価勘定	131,973,397	167,387,362
未払金	210,256	4,409,417
未払解約金	-	100,043,016
未払利息	466	654
流動負債合計	136,760,536	271,947,288
負債合計	136,760,536	271,947,288
純資産の部		
元本等		
元本	14,323,974,670	12,881,497,332
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,537,846,736	18,386,658,392
元本等合計	32,861,821,406	31,268,155,724
純資産合計	32,861,821,406	31,268,155,724
負債純資産合計	32,998,581,942	31,540,103,012

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引・オプション取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

平成29年 5月 8日現在	平成29年11月 8日現在
1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数

	14,323,974,670口		12,881,497,332口
2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの		2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの	
一口当たり純資産額	2.2942円	一口当たり純資産額	2.4274円
(一万口当たり純資産額)	(22,942円)	(一万口当たり純資産額)	(24,274円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年11月 9日 至 平成29年 5月 8日	自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、有価証券等の価格変動リスクの回避を目的として債券先物取引、債券先物オプション取引を行っております。債券先物取引、債券先物オプション取引は金利変動リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	自 平成28年11月 9日 至 平成29年 5月 8日	自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定、コール・オプション(買)、コール・オプション(売)、プット・オプション(買)、プット・オプション(売) デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定、プット・オプション(買)、プット・オプション(売) デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1 元本の移動等

項目	自 平成28年11月 9日 至 平成29年 5月 8日	自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	15,169,713,377円	14,323,974,670円
同期中における追加設定元本額	611,870,475円	352,958,572円
同期中における解約元本額	1,457,609,182円	1,795,435,910円

元本の内訳		
ＬＭ・世界債券ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,590,504,561円	1,244,232,370円
ＬＭ・グローバル債券ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	378,146,406円	320,735,685円
ＬＭ・グローバル・プラス（毎月分配型）	12,181,911,178円	11,050,597,943円
ＬＭ・グローバル債券ファンド（適格機関投資家専用）	173,412,525円	265,931,334円
計	14,323,974,670円	12,881,497,332円

２ 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	平成29年 5月 8日現在	平成29年11月 8日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	5,791,291	379,043,818
合計	5,791,291	379,043,818

３ デリバティブ取引関係 取引の時価等に関する事項 債券関連

種類	平成29年 5月 8日現在				平成29年11月 8日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引								
債券先物取引								
買建	17,297,164,514	-	17,353,441,259	56,276,745	14,238,351,772	-	14,155,896,643	82,455,129
売建	20,280,494,816	-	20,362,392,654	81,897,838	12,071,781,807	-	12,129,125,962	57,344,155
債券先物オプション 取引								
買建								
コール	3,742,556,800	-	210,256	34,692	-	-	-	-
	(244,948)							
プット	7,250,309,400	-	519,494	520,160	844,160,000	-	105,520	4,312,602
	(1,039,654)				(4,418,122)			
売建								
コール	1,317,254,160	-	972,382	4,990,319	-	-	-	-

	(5,962,701)							
ブット	930,073,600	-	3,604,035	997,795	1,693,398,150	-	106,839	4,362,771
	(2,606,240)				(4,469,610)			
合計	50,817,853,290	-	37,721,140,080	22,183,421	28,847,691,729	-	26,285,234,964	139,749,115

(注) 時価の算定方法

A 外国先物取引について

- 1) 外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

B 外国オプション取引について

- 1) 外国オプション取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 3) 契約額等のうち、()内はオプション料であります。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT	1,690,000.00	1,664,616.20	
		KUWAIT INTL BOND	1,600,000.00	1,626,352.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,694,000.00	3,026,304.90	
		UNITED MEXICAN STATES	1,600,000.00	1,573,648.00	
		US TREASURY BOND	12,780,000.00	14,911,664.12	
		US TREASURY BOND	1,430,000.00	1,496,807.81	
		US TREASURY BOND	1,390,000.00	1,453,798.83	
		US TREASURY BOND	1,720,000.00	1,799,079.68	
		US TREASURY NOTE	975,000.00	997,661.13	
		US TREASURY NOTE	6,830,000.00	7,127,211.75	

小計	US TREASURY NOTE	26,300,000.00	26,247,605.40	
	US TREASURY NOTE	30,950,000.00	30,706,994.21	
	銘柄数：12	89,959,000.00	92,631,744.03	
	組入時価比率：33.7%		(10,537,787,200)	36.4%
カナダドル	CANADA GOVT INFL INDEX	1,610,000.00	3,418,822.52	
	CANADIAN GOVT	4,270,000.00	4,412,660.70	
小計	銘柄数：2	5,880,000.00	7,831,483.22	
	組入時価比率：2.2%		(698,020,099)	2.4%
メキシコペソ	MEXICAN BONOS DESARR FIX	202,232,600.00	206,981,021.44	
	銘柄数：1	202,232,600.00	206,981,021.44	
小計	組入時価比率：3.9%		(1,229,467,267)	4.2%
ユーロ	BELGIUM GOVT	14,420,000.00	15,056,787.20	
	BUNDES REPUBLIC DE	6,830,000.00	7,554,116.60	
	BUNDES REPUBLIC DE	7,460,000.00	7,715,505.00	
	BUONI POLIENNALI	5,510,000.00	5,738,665.00	
	BUONI POLIENNALI	3,260,000.00	3,509,455.20	
	BUONI POLIENNALI	7,900,000.00	8,261,188.00	
	BUONI POLIENNALI	7,090,000.00	7,425,782.40	
	BUONI POLIENNALI	7,240,000.00	10,043,400.40	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,730,000.00	3,914,858.80	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,690,000.00	5,873,445.60	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,690,000.00	3,675,454.60	
	FRANCE O.A.T.	11,970,000.00	11,761,602.30	
	FRANCE O.A.T.	4,340,000.00	5,955,304.60	
	SPAIN GOVT	2,500,000.00	3,112,775.00	
	SPAIN GOVT	2,940,000.00	4,396,387.80	
	銘柄数：15	93,570,000.00	103,994,728.50	
小計	組入時価比率：43.9%		(13,716,904,689)	47.3%
英ポンド	UK TREASURY	9,260,000.00	13,472,651.80	
	銘柄数：1	9,260,000.00	13,472,651.80	
小計	組入時価比率：6.5%		(2,018,203,239)	7.0%

	スウェーデンク ローナ	SWEDEN GOVT	8,870,000.00	10,306,762.60	
	小計	銘柄数：1	8,870,000.00	10,306,762.60	
		組入時価比率：0.4%		(139,759,700)	0.5%
	ポーランドズロチ	POLAND GOVT	3,140,000.00	2,907,765.60	
	小計	銘柄数：1	3,140,000.00	2,907,765.60	
		組入時価比率：0.3%		(90,373,354)	0.3%
	オーストラリアド ル	AUSTRALIA GOVT	5,240,000.00	6,208,090.00	
	小計	銘柄数：1	5,240,000.00	6,208,090.00	
		組入時価比率：1.7%		(540,414,234)	1.9%
	合計				28,970,929,782
(外貨建証券の邦貨換算額)				(28,970,929,782)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2. 「LM・グローバル株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・グローバル株式マザーファンドの計算期間はLM・グローバル・プラス（毎月分配型）の計算期間とは異なり、毎年3月2日から翌年3月1日までであります。

LM・グローバル株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)		
	平成29年 5月 8日現在	平成29年11月 8日現在
資産の部		
流動資産		
預金	197,682,437	104,835,317
金銭信託	998,419	956,898
コール・ローン	294,668,599	305,815,198
株式	13,775,310,988	12,983,288,804

	平成29年 5月 8日現在	平成29年11月 8日現在
投資証券	61,508,125	122,993,490
未収配当金	9,491,285	2,783,507
流動資産合計	14,339,659,853	13,520,673,214
資産合計	14,339,659,853	13,520,673,214
負債の部		
流動負債		
未払利息	764	686
流動負債合計	764	686
負債合計	764	686
純資産の部		
元本等		
元本	4,707,474,710	3,982,307,842
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,632,184,379	9,538,364,686
元本等合計	14,339,659,089	13,520,672,528
純資産合計	14,339,659,089	13,520,672,528
負債純資産合計	14,339,659,853	13,520,673,214

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 (1) 株式 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 (2) 投資証券 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

平成29年 5月 8日現在	平成29年11月 8日現在
1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 4,707,474,710口	1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 3,982,307,842口
2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 3.0461円 (一万口当たり純資産額) (30,461円)	2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 3.3952円 (一万口当たり純資産額) (33,952円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年11月 9日 至 平成29年 5月 8日	自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---------------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	自 平成28年11月 9日 至 平成29年 5月 8日	自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	株式、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動等

項目	自 平成28年11月 9日 至 平成29年 5月 8日	自 平成29年 5月 9日 至 平成29年11月 8日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	5,926,165,154円	4,707,474,710円
同期中における追加設定元本額	- 円	- 円
同期中における解約元本額	1,218,690,444円	725,166,868円
元本の内訳		
LM・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用）	876,269円	872,995円
LM・グローバル・プラス（毎月分配型）	4,706,598,441円	3,981,434,847円
計	4,707,474,710円	3,982,307,842円

2 有価証券関係
 売買目的有価証券

	平成29年 5月 8日現在	平成29年11月 8日現在
--	---------------	---------------

種類	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
株式	522,515,531	1,461,783,840
投資証券	4,779,612	2,937,344
合計	517,735,919	1,464,721,184

3 デリバティブ取引関係
 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第 1 有価証券明細表
 株式

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	AGILENT TECHNOLOGIES INC	21,000	68.25	1,433,250.00	
		ALPHABET INC-CL A	1,400	1,052.39	1,473,346.00	
		ALTRIA GROUP INC	10,100	64.31	649,531.00	
		AMERICAN EAGLE OUTFITTERS	48,100	12.77	614,237.00	
		AMGEN INC	7,600	173.48	1,318,448.00	
		ANTHEM INC	2,700	217.47	587,169.00	
		APPLE INC	22,500	174.81	3,933,225.00	
		APPLIED MATERIALS INC	26,900	56.47	1,519,043.00	
		ASSURED GUARANTY LTD	25,000	36.22	905,500.00	
		AVERY DENNISON CORP	6,000	107.04	642,240.00	
		BANK OF AMERICA CORP	57,500	27.18	1,562,850.00	
		BARRICK GOLD CO	38,000	13.99	531,620.00	
		BAXTER INTERNATIONAL INC	17,200	64.32	1,106,304.00	

BEST BUY CO INC	20,300	55.13	1,119,139.00	
BIG LOTS INC	16,700	51.99	868,233.00	
BIOGEN INC	2,700	313.57	846,639.00	
BOEING CO/THE	6,700	266.13	1,783,071.00	
BROADCOM LTD	4,000	271.32	1,085,280.00	
CAMPBELL SOUP CO	8,500	46.23	392,955.00	
CBS CORP-CLASS B NON VOTING	15,700	57.61	904,477.00	
CDW CORP/DE	11,300	68.35	772,355.00	
CHEMOURS CO/THE	16,300	51.00	831,300.00	
CIGNA CORP	5,700	205.49	1,171,293.00	
CISCO SYSTEMS INC	27,400	34.40	942,560.00	
CITIGROUP INC	11,800	72.71	857,978.00	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	35,300	37.67	1,329,751.00	
CITRIX SYSTEMS INC	10,200	84.48	861,696.00	
CNO FINANCIAL GROUP INC	27,300	23.79	649,467.00	
COMCAST CORP-CLASS A	16,100	36.39	585,879.00	
CORELOGIC INC	10,500	46.78	491,190.00	
CVS HEALTH CORPORATION	14,800	68.95	1,020,460.00	
ESSENT GROUP LTD	21,600	41.44	895,104.00	
EVEREST RE GROUP LTD	2,000	227.03	454,060.00	
EXELON CORP	20,900	41.27	862,543.00	
EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	13,000	60.60	787,800.00	
EXXON MOBIL CORPORATION	4,900	83.58	409,542.00	
F5 NETWORKS INC	5,700	120.13	684,741.00	
FACEBOOK INC-A	12,000	180.25	2,163,000.00	
FRANKLIN RESOURCES INC	21,200	41.78	885,736.00	
GILEAD SCIENCES INC	5,800	73.21	424,618.00	
HOLLYFRONTIER CORP	28,800	42.33	1,219,104.00	
HOME DEPOT INC	8,500	163.66	1,391,110.00	
HUMANA INC	3,800	256.31	973,978.00	
ICON PLC	11,100	121.39	1,347,429.00	
IDEXX LABORATORIES INC	4,900	150.08	735,392.00	

	INGREDION INC	6,800	130.43	886,924.00	
	JOHNSON & JOHNSON	3,700	139.77	517,149.00	
	LEAR CORP	7,900	174.44	1,378,076.00	
	LOWE'S COS INC	9,800	77.63	760,774.00	
	MANPOWERGROUP INC	9,100	125.10	1,138,410.00	
	MERCK & CO. INC.	13,300	55.59	739,347.00	
	MGIC INVESTMENT CORP	95,800	13.33	1,277,014.00	
	MICROSOFT CORP	10,000	84.27	842,700.00	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	10,000	92.11	921,100.00	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	4,600	303.31	1,395,226.00	
	NUANCE COMMUNICATIONS INC	50,900	14.96	761,464.00	
	NUCOR CORP	10,400	57.69	599,976.00	
	OWENS CORNING	17,300	82.22	1,422,406.00	
	PEPSICO INC	6,700	110.47	740,149.00	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	7,800	86.98	678,444.00	
	SIRIUS XM HOLDINGS INC	216,500	5.34	1,156,110.00	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	14,800	53.87	797,276.00	
	STATE STREET CORP	11,000	90.28	993,080.00	
	STEEL DYNAMICS INC	30,700	37.39	1,147,873.00	
	TARGET CORP	10,500	57.89	607,845.00	
	TERADYNE INC	20,000	43.53	870,600.00	
	TIME WARNER INC	5,900	94.66	558,494.00	
	TORO CO	12,400	62.71	777,604.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	6,300	212.70	1,340,010.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	6,500	112.09	728,585.00	
	VISTEON CORP	7,600	125.60	954,560.00	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	5,900	67.92	400,728.00	
	WAL-MART STORES INC	14,100	88.95	1,254,195.00	
	WELLCARE HEALTH PLANS INC	5,300	202.40	1,072,720.00	
	XEROX CORPORATION	37,275	28.59	1,065,692.25	
小計	銘柄数：75			73,809,174.25	
				(8,396,531,663)	

		組入時価比率：62.1%			64.7%
カナダドル	AIR CANADA	38,000	24.09	915,420.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	12,700	114.65	1,456,055.00	
	METRO INC	23,900	40.95	978,705.00	
小計	銘柄数：3			3,350,180.00	
				(298,601,543)	
		組入時価比率：2.2%			2.3%
ユーロ	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	26,068	33.79	880,968.06	
	ASSICURAZIONI GENERALI	49,637	15.62	775,329.94	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	103,306	7.21	744,939.56	
	BAYER AG-REG	8,624	113.85	981,842.40	
	BNP PARIBAS	13,258	64.75	858,455.50	
	BOUYGUES SA	20,879	41.29	862,198.30	
	CAIXABANK S.A	209,182	3.96	828,569.90	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	37,881	27.75	1,051,311.39	
	EURONEXT NV	11,605	51.15	593,595.75	
	FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	79,589	15.45	1,229,650.05	
	NESTE OYJ	18,498	48.98	906,032.04	
	OMV AG	10,767	53.10	571,727.70	
	REPSOL SA	59,685	15.94	951,378.90	
	RWE AG	38,830	22.78	884,547.40	
	SANOFI	4,550	78.67	357,948.50	
	UPM-KYMMENE OYJ	42,420	26.00	1,102,920.00	
小計	銘柄数：16			13,581,415.39	
				(1,791,388,690)	
		組入時価比率：13.2%			13.8%
英ポンド	3I GROUP PLC	79,279	9.52	754,736.08	
	ANGLO AMERICAN PLC	52,995	14.89	789,095.55	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	12,072	49.32	595,391.04	
	DIRECT LINE INSURANCE GROUP	104,651	3.55	372,452.90	
	IMPERIAL BRANDS PLC	15,568	31.00	482,608.00	
	INTL CONSOLIDATED				

小計	AIRLINE-DI	70,954	6.10	433,174.17	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	216,626	2.69	584,023.69	
	PERSIMMON PLC	39,680	28.74	1,140,403.20	
	STANDARD LIFE ABERDEEN PLC	175,479	4.25	746,312.18	
	TAYLOR WIMPEY PLC	347,605	2.01	699,033.65	
	VODAFONE GROUP PLC	279,136	2.16	604,608.57	
	WM MORRISON SUPERMARKETS	227,248	2.15	488,583.20	
	銘柄数：12			7,690,422.23	
スイスフラン	SIKA AG-BR	180	7,380.00	1,328,400.00	
	銘柄数：1			1,328,400.00	
	組入時価比率：1.1%			(151,291,476)	1.2%
スウェーデンクローナ	ELECTROLUX AB-SER B	35,155	297.50	10,458,612.50	
	銘柄数：1			10,458,612.50	
	組入時価比率：1.0%			(141,818,785)	1.1%
ノルウェークローネ	SUBSEA 7 SA	62,354	141.00	8,791,914.00	
	銘柄数：1			8,791,914.00	
	組入時価比率：0.9%			(122,471,362)	0.9%
デンマーククローネ	DANSKE BANK A/S	20,867	249.30	5,202,143.10	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	10,374	509.00	5,280,366.00	
	銘柄数：2			10,482,509.10	
	組入時価比率：1.4%			(185,750,061)	1.4%
オーストラリアドル	AGL ENERGY LTD	27,453	25.64	703,894.92	
	CALTEX AUSTRALIA LTD	31,081	34.63	1,076,335.03	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	191,946	5.03	965,488.38	
	QANTAS AIRWAYS LTD	287,041	5.99	1,719,375.59	
	銘柄数：4			4,465,093.92	

					(388,686,425)	
		組入時価比率：2.9%			3.0%	
	香港ドル	KERRY PROPERTIES LTD	311,000	35.35	10,993,850.00	
	小計	銘柄数：1			10,993,850.00	
					(160,290,333)	
		組入時価比率：1.2%			1.2%	
	イスラエルシェケル	BANK HAPOLIM BM	102,326	24.60	2,517,219.60	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	186,099	18.78	3,494,939.22	
	小計	銘柄数：2			6,012,158.82	
					(194,433,216)	
		組入時価比率：1.4%			1.5%	
合計					12,983,288,804	
(外貨建証券の邦貨換算額)					(12,983,288,804)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	RETAIL PROPERTIES OF AME - A	37,300	471,845.00	
	小計	銘柄数：1	37,300	471,845.00	
				(53,677,087)	
		組入時価比率：0.4%		43.6%	
	ユーロ	VONOVIA SE	13,520	525,522.40	
	小計	銘柄数：1	13,520	525,522.40	
				(69,316,403)	
		組入時価比率：0.5%		56.4%	
合計				122,993,490	
(外貨建証券の邦貨換算額)				(122,993,490)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下は、平成29年11月30日現在のファンドの状況であります。

【純資産額計算書】

LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

資産総額	39,902,923,444円
負債総額	78,761,438円
純資産総額（ - ）	39,824,162,006円
発行済口数	42,006,872,120口
1万口当たり純資産額 （ / ×10,000 ）	9,480円

（参考）LM・グローバル債券マザーファンド

資産総額	30,713,891,040円
負債総額	40,863,346円
純資産総額（ - ）	30,673,027,694円
発行済口数	12,698,233,096口
1万口当たり純資産額 （ / ×10,000 ）	24,155円

（参考）LM・グローバル株式マザーファンド

資産総額	13,456,269,144円
負債総額	773円
純資産総額（ - ）	13,456,268,371円
発行済口数	3,982,307,842口
1万口当たり純資産額 （ / ×10,000 ）	33,790円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 受益権の譲渡に係る記載または記録

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(5) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(6) 受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成29年11月末現在）

資本金の額：	1,000百万円
委託会社が発行する株式総数：	100,000株
発行済株式総数：	78,270株
最近5年間における主な資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

運用の意思決定機構

東京運用委員会が運用に関する委員会として月次ベースで開催されます。東京運用委員会は、運用本部及び関連部署の代表で構成されており、議事録は社長に報告されるとともに取締役会にも報告されます。

委託会社において運用指図が行われる場合、東京運用委員会では、運用方針・計画が適切に策定されていることを確認するとともに、運用状況の確認、必要に応じて要因分析等の詳細な検討が行われます。

2【事業の内容及び営業の概況】

(1)「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。

(2)平成29年11月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種 類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	66	1,755,117
合 計	66	1,755,117

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- 2．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表及び第20期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第18期事業年度 (平成28年3月31日)	第19期事業年度 (平成29年3月31日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	991,120	1,609,592
立替金	-	325
前払費用	71,675	75,130
未収委託者報酬	566,300	803,621
未収運用受託報酬	1,404,563	2,790,504
その他未収収益	15,322	18,203
繰延税金資産	211,764	272,130
関係会社短期貸付金	250,000	-
未収還付法人税等	6,293	-
未収入金	857	1,890
未収利息	362	20
流動資産計	3,518,260	5,571,419
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	200,137	182,349
器具備品	15,768	10,390
有形固定資産計	215,906	192,740
無形固定資産		
ソフトウェア	37,094	30,753
無形固定資産計	37,094	30,753
投資その他の資産		
投資有価証券	74,647	154,657
長期差入保証金	125,533	119,596
前払年金費用	35,258	31,289

投資その他の資産計	235,439	305,544
固定資産計	488,440	529,038
資産合計	4,006,700	6,100,457

(単位：千円)

	第18期事業年度 (平成28年3月31日)	第19期事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	20,513	20,858
未払金	946,928	1,242,377
未払手数料	193,297	286,834
未払消費税等	133,222	271,450
その他未払金	620,408	684,092
未払費用	2 824,143	2 1,912,310
未払法人税等	-	420,505
前受金	53,125	48,841
流動負債計	1,844,711	3,644,894
固定負債		
退職給付引当金	63,361	63,372
役員退職慰労引当金	-	1,671
繰延税金負債	10,880	9,580
固定負債計	74,242	74,624
負債合計	1,918,953	3,719,519
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	837,746	1,130,938
利益剰余金計	861,341	1,154,532
株主資本合計	2,087,746	2,380,938
純資産合計	2,087,746	2,380,938
負債純資産合計	4,006,700	6,100,457

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

第18期事業年度	第19期事業年度
----------	----------

	（ 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 ）	（ 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 ）
営業収益		
委託者報酬	10,697,615	12,219,762
運用受託報酬	2,335,131	3,586,315
その他営業収益	250,608	192,177
営業収益計	13,283,355	15,998,255
営業費用		
支払手数料	3,788,445	4,487,854
広告宣伝費	79,452	61,912
公告費	665	917
調査費	5,225,403	6,801,825
調査費	176,822	178,649
委託調査費	5,047,039	6,621,626
図書費	1,541	1,549
委託計算費	240,948	267,104
営業雑経費	189,522	242,166
通信費	51,864	47,811
印刷費	125,556	183,110
協会費	11,561	10,685
諸会費	540	559
営業費用計	9,524,438	11,861,780
一般管理費		
給料	1,650,619	1,755,094
役員報酬	107,190	117,338
給料・手当	998,021	1,041,413
賞与	545,408	596,342
交際費	35,305	18,379
旅費交通費	80,064	65,088
租税公課	25,618	46,821
不動産賃借料	251,590	252,697
退職給付費用	84,950	114,446
役員退職慰労引当金繰入額	13,248	1,671
固定資産減価償却費	47,514	44,009
業務委託費	171,426	190,477
諸経費	1 269,836	1 247,722
一般管理費計	2,630,175	2,736,408
営業利益	1,128,742	1,400,066

（ 単位：千円 ）

	第18期事業年度 （ 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 ）	第19期事業年度 （ 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 ）
営業外収益		
受取利息	424	300
受取配当金	13,829	1,550

雑収入	-	278
その他	-	37
営業外収益計	14,254	2,166
営業外費用		
為替差損	14,538	26,829
投資有価証券売却損	9,647	1,061
営業外費用計	24,186	27,890
経常利益	1,118,810	1,374,343
特別損失		
固定資産除却損	188	24
特別損失計	188	24
税引前当期純利益	1,118,621	1,374,318
法人税、住民税及び事業税	214,657	492,793
法人税等調整額	235,846	61,666
法人税等合計	450,504	431,127
当期純利益	668,117	943,191

(3) 【株主資本等変動計算書】

第18期事業年度（自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,609,629	1,633,223	2,859,629	2,859,629
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	1,440,000	1,440,000	1,440,000	1,440,000
当期純利益	-	-	-	668,117	668,117	668,117	668,117
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	771,882	771,882	771,882	771,882
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	837,746	861,341	2,087,746	2,087,746

第19期事業年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計	
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				株主資本 合計
		資本	利益	その他利益 剰余金	利益剰余金		

		準備金	準備金	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	837,746	861,341	2,087,746	2,087,746
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	650,000	650,000	650,000	650,000
当期純利益	-	-	-	943,191	943,191	943,191	943,191
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	293,191	293,191	293,191	293,191
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,130,938	1,154,532	2,380,938	2,380,938

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4年～8年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当事業年度末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。
----------------------------	--

[注記事項]

(貸借対照表関係)

第18期事業年度 (平成28年3月31日)	第19期事業年度 (平成29年3月31日)
1 固定資産の減価償却累計額 建物 188,723千円 器具備品 192,301千円	1 固定資産の減価償却累計額 建物 212,110千円 器具備品 196,628千円
2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 5,668千円	2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 8,288千円

(損益計算書関係)

第18期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第19期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1 関係会社との取引 諸経費 151,169千円	1 関係会社との取引 諸経費 133,662千円

(株主資本等変動計算書関係)

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	-	-	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月12日 定時株主総会	普通株式	840,000	10,732.0	平成27年 3月31日	平成27年 6月15日
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	600,000	7,665.7	平成27年 9月30日	平成27年 11月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
----	-------	-------	----------------	-----------------	-----	-------

平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	250,000	3,194.0	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日
----------------------	------	-------	---------	---------	----------------	----------------

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	-	-	78,270

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	250,000	3,194.0	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日
平成28年11月29日 取締役会	普通株式	400,000	5,110.5	平成28年 9月30日	平成28年 12月5日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	600,000	7,665.7	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日

（リース取引関係）

第18期事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	第19期事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年以内 203,052千円 1年超 548,500千円 合計 751,553千円	オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年以内 203,052千円 1年超 345,448千円 合計 548,500千円

（金融商品関係）

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	991,120	991,120	-
（２）未収委託者報酬	566,300	566,300	-
（３）未収運用受託報酬	1,404,563	1,404,563	-
（４）関係会社短期貸付金	250,000	250,000	-
（５）投資有価証券	65,361	65,361	-
資産計	3,277,346	3,277,346	-
（１）その他未払金	620,408	620,408	-
（２）未払手数料	193,297	193,297	-
（３）未払費用	824,143	824,143	-
負債計	1,637,849	1,637,849	-

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収運用受託報酬、（４）関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

（１）その他未払金、（２）未払手数料、（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（５）投資有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	991,120	-
未収委託者報酬	566,300	-
未収運用受託報酬	1,404,563	-
関係会社短期貸付金	250,000	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	52,815	10,546
合計	3,264,799	10,546

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,609,592	1,609,592	-
(2) 未収委託者報酬	803,621	803,621	-
(3) 未収運用受託報酬	2,790,504	2,790,504	-
(4) 投資有価証券	145,372	145,372	-
資産計	5,349,091	5,349,091	-
(1) その他未払金	684,092	684,092	-
(2) 未払手数料	286,834	286,834	-
(3) 未払費用	1,912,310	1,912,310	-
負債計	2,883,237	2,883,237	-

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,609,592	-
未収委託者報酬	803,621	-
未収運用受託報酬	2,790,504	-
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	-	63,372

合計	5,203,718	63,372
----	-----------	--------

（有価証券関係）

第18期事業年度 (平成28年3月31日)	第19期事業年度 (平成29年3月31日)
1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,361千円 取得原価 63,361千円 差額 - 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 2,000千円 取得原価 2,000千円 差額 - (注) 非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 204,000千円 売却益の合計額 2,291千円 売却損の合計額 11,939千円	1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,372千円 取得原価 63,372千円 差額 - 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 82,000千円 取得原価 82,000千円 差額 - (注) 同 左 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 10,000千円 売却益の合計額 -千円 売却損の合計額 1,061千円

（退職給付関係）

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	86,880千円
退職給付費用	84,950千円
退職給付の支払額	23,522千円
前払年金費用	21,747千円
制度への拠出金	106,694千円
退職給付引当金の期末残高	63,361千円

（2）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表
積立型制度の退職給付債務

699,504千円

年金資産	734,763千円
	35,258千円
非積立制度の退職給付債務	63,361千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,103千円

退職給付引当金	63,361千円
前払年金費用	35,258千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,103千円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	84,950千円
----------------	----------

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,361千円
退職給付費用	114,446千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	3,968千円
制度への拠出金	110,466千円
退職給付引当金の期末残高	63,372千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	816,207千円
年金資産	847,497千円
	31,289千円
非積立制度の退職給付債務	63,372千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,082千円

退職給付引当金	63,372千円
前払年金費用	31,289千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,082千円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	114,446千円
----------------	-----------

(ストック・オプション等関係)

第18期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第19期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
--	--

1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 151,169千円	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 133,662千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	2.ストック・オプション等の内容 同 左

（税効果会計関係）

第18期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第19期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 千円	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 千円
繰延税金資産 未払金 168,312 退職給付引当金 19,553 未払費用 41,986 未払事業税 2,220 ストック・オプション費用 70,242 有価証券評価損 27,994 長期差入保証金 21,786 繰延税金資産小計 352,096 評価性引当額 140,332 繰延税金資産合計 211,764	繰延税金資産 未払金 182,600 役員退職慰労引当金 511 退職給付引当金 19,404 未払費用 44,309 未払事業税 22,692 ストック・オプション費用 50,893 有価証券評価損 27,776 長期差入保証金 22,693 繰延税金資産小計 370,882 評価性引当額 98,751 繰延税金資産合計 272,130
繰延税金負債 前払年金費用 10,880 繰延税金負債合計 10,880 繰延税金資産の純額 200,883	繰延税金負債 前払年金費用 9,580 繰延税金負債合計 9,580 繰延税金資産の純額 262,549
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)	
法定実効税率	33.1	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7	
住民税均等割	0.2	
評価性引当金	2.8	
税率変更による期末繰延税金資産及び繰延税金負債の修正	1.3	
その他	0.8	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.3	
3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。 この税率変更により、繰延税金資産の金額は15,371千円、繰延税金負債の金額は789千円それぞれ減少し、法人税等調整額が14,581千円増加しております。		

（資産除去債務関係）

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	66,938千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-

その他増減額（ は減少）	1,658千円
期末における資産除去債務認識額	68,597千円

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	68,597千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
その他増減額（ は減少）	5,516千円
期末における資産除去債務認識額	74,113千円

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,697,615	2,335,131	250,608	13,283,355

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	2,519,145
LM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）	1,444,239

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,219,762	3,586,315	192,177	15,998,255

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	3,185,876
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	1,808,377

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第18期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
----	----------------	-----	----------	---------------	------------------------	---------------	-------	----------	----	------

親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 バルティモア	-	持株 会社	被所有 直接 100%	資金の 貸付 ストック・ オプション 費用の負担	貸付金の 貸付 諸経費 の支払 （注３）	千円 250,000	関係会社 短期貸 付金	千円 250,000
								151,169	未払 費用	5,668

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	サービス 契約 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注１）	千円 134,706	未払 費用	千円 9,774
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	-	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 （注２）	千円 31,410	その他 未収 収益	千円 2,396
							委託調査費 の支払 （注１）	338,428	未払 費用	29,056
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注１）	千円 1,784,098	未払 費用	千円 209,104
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都 千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任 投資顧問 契約 オフィスの賃借	委託調査費 の支払 （注１）	千円 20,675	未払 費用	千円 1,501
							長期差入 保証金の 返金	125,397	-	-
							不動産賃借 料等の支払 （注３）	49,021	-	-

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 317,511	未払 費用	千円 21,676
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 56,191	未払 費用	千円 3,869
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 180,865	その他 未収 収益	千円 10,337
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	729,432	未払 費用	48,857
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	-	サービス 契約	調査費・ 諸経費の 支払 (注3)	千円 85,720	前払 費用	千円 13,168
									未収 入金	801
									未払 費用	11,162
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	-	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 1,019,248	未払 費用	千円 307,158
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 38,332	その他 未収 収益	千円 2,587
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	646,508	未払 費用	58,682

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注2）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注3）諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注4）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第19期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株会社	被所有 直接 100%	資金の貸付 ストック・オプション費用の負担	貸付金の回収	千円 250,000	-	千円 -
							諸経費の支払 (注３)	133,662	未払費用	8,288

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払 (注１)	千円 98,556	未払費用	千円 7,707
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	-	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注２)	千円 27,437	その他未収収益	千円 2,338
							委託調査費の支払 (注１)	412,786	未払費用	39,161
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注１)	千円 1,469,170	未払費用	千円 211,022
同一の親会社を持つ会社		東京都 千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任 投資顧問	委託調査費の支払 (注１)	千円 5,003	未払費用	千円 7

	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）					契約 オフィス の賃借	不動産賃借 料等の支払 （注３）	6,221	-	-
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注１）	千円 267,308	未払 費用	千円 24,895
同一の親 会社を持 つ会社	QS インベスターズ ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注１）	千円 42,493	未払 費用	千円 3,517
同一の親 会社を持 つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 （注２）	千円 135,311	その他 未収 収益	千円 12,403
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注１）	604,065	未払 費用	58,250
同一の親 会社を持 つ会社	レグ・メイソン＆カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	-	サービス 契約	調査費・ 諸経費等 の支払 （注３）	千円 69,263	前払 費用	千円 12,691
									未収 入金	1,890
									未払 費用	5,623
同一の親 会社を持 つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	-	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注１）	千円 2,102,097	未払 費用	千円 1,180,015
同一の親 会社を持 つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 （注２）	千円 26,551	その他 未収 収益	千円 2,170
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 （注１）	1,620,144	未払 費用	247,464
同一の親 会社を持 つ会社	エントラストパーマルリミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	サービス 契約	その他営業 収益の受取 （注２）	千円 2,877	その他 未収 収益	千円 1,290

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- （注１）委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。
- （注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。
- （注３）諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。
- （注４）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

第18期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第19期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
1株当たり純資産額	26,673円65銭	1株当たり純資産額	30,419円55銭
1株当たり当期純利益金額	8,536円06銭	1株当たり当期純利益金額	12,050円48銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	668,117千円	当期純利益	943,191千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	668,117千円	普通株式に係る当期純利益	943,191千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第18期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第19期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

第20期中間会計期間末 (平成29年9月30日)	
資 産 の 部	
流動資産	
現金及び預金	2,197,371
前払費用	64,878
立替金	5,195

未収委託者報酬		776,468
未収運用受託報酬		1,451,825
その他未収収益		12,700
未収利息		49
繰延税金資産		167,275
流動資産計		4,675,765
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	170,500
器具備品	1	7,718
有形固定資産計		178,218
無形固定資産		
ソフトウェア		24,422
無形固定資産計		24,422
投資その他の資産		
投資有価証券		114,661
長期差入保証金		105,841
前払年金費用		75,150
投資その他の資産計		295,653
固定資産計		498,295
資産合計		5,174,060

(単位：千円)

第20期中間会計期間末

(平成29年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金	34,935
未払手数料	294,201
未払消費税等	250,210
未払費用	914,128
未払法人税等	407,443
前受金	56,655
賞与引当金	298,171
流動負債計	2,255,745

固定負債

退職給付引当金	63,376
役員退職慰労引当金	3,074
繰延税金負債	23,010
固定負債計	89,461

負債合計

2,345,206

純資産の部

株主資本

資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405

資本剰余金計	226,405
利益剰余金	
利益準備金	23,594
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,578,853
利益剰余金計	1,602,447
株主資本計	2,828,853
純資産合計	2,828,853
負債・純資産合計	5,174,060

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第20期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	9,531,498
運用受託報酬	1,435,048
その他営業収益	91,677
営業収益計	11,058,225
営業費用	8,064,137
一般管理費	1
営業利益	1,561,774
営業外収益	
受取利息	86
受取配当金	1,600
投資有価証券売却益	702
営業外収益計	2,389
営業外費用	
為替差損	11,691
営業外費用計	11,691
経常利益	1,552,473
税引前中間純利益	1,552,473
法人税、住民税及び事業税	386,272
法人税等調整額	118,285
法人税等合計	504,558
中間純利益	1,047,915

(3) 中間株主資本等変動計算書

第20期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計	
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				株主資本 合計
		資本	利益	その他利益 剰余金	利益剰余金		

		準備金	準備金	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,130,938	1,154,532	2,380,938	2,380,938
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	600,000	600,000	600,000	600,000
中間純利益	-	-	-	1,047,915	1,047,915	1,047,915	1,047,915
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	447,915	447,915	447,915	447,915
当中間期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,578,853	1,602,447	2,828,853	2,828,853

重要な会計方針

項 目	第20期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 12～18年 器具備品 4～8年 (2)無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当中間会計期間末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第20期中間会計期間末 平成29年9月30日	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	223,960千円
器具備品	199,300千円

（中間損益計算書関係）

第20期中間会計期間 （自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	14,521千円
無形固定資産	6,330千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第20期中間会計期間 （自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）				
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 （株）	当中間会計期間増加 （株）	当中間会計期間減少 （株）	当中間会計期間末 （株）
普通株式	78,270	-	-	78,270
2.配当に関する事項				
(1)配当金支払額				

有価証券届出書（内容投資信託）

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日	
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	600,000	7,665.7	平成29年 3月31日	平成29年 6月29日	
(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年11月3日 取締役会	普通株式	利益剰余金	400,000	5,110.5	平成29年 9月30日	平成29年 11月27日

(リース取引関係)

第20期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	189,125千円
1年超	257,849千円
合計	446,974千円

(金融商品関係)

第20期中間会計期間(自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注)2.参照)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,197,371	2,197,371	-
(2)未収委託者報酬	776,468	776,468	-
(3)未収運用受託報酬	1,451,825	1,451,825	-
(4)投資有価証券	105,376	105,376	-
資産計	4,531,042	4,531,042	-
(1)未払手数料	294,201	294,201	-
(2)未払費用	914,128	914,128	-
負債計	1,208,329	1,208,329	-

(注)1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価について金銭信託については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第20期中間会計期間末 平成29年9月30日	
1. その他有価証券	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	
金銭信託	
中間貸借対照表計上額	63,376千円
取得原価	63,376千円
差額	-
投資信託受益証券	
中間貸借対照表計上額	42,000千円
取得原価	42,000千円
差額	-
非上場株式（中間貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。	

(ストック・オプション等関係)

第20期中間会計期間 (自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日)

1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名

一般管理費 88,104千円

2. スtock・オプション等の内容

当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。

（資産除去債務関係）

第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間期首における資産除去債務認識額 74,113千円

有形固定資産の取得に伴う増加額 -千円

その他増減額（ は減少） 13,754千円

当中間会計期間末における資産除去債務認識額 87,868千円

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	9,531,498	1,435,048	91,677	11,058,225

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	4,556,518

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第20期中間会計期間（自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

第20期中間会計期間 （ 自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日 ）	
1 株当たり純資産額	36,142.24円
1 株当たり中間純利益金額	13,388.46円
（注）1. なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1 株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益	1,047,915千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,047,915千円
期中平均株式数	78,270株

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 及び において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 及び に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、

投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額

平成29年3月末現在 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額

平成29年3月末現在 10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2)投資顧問会社

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

a. 資本金の額

平成29年3月末現在 9百万米ドル（1,009百万円）

b. 事業の内容

英国において資産運用業務を営んでいます。

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー

a. 資本金の額

平成29年3月末現在 9百万米ドル（1,009百万円）

b. 事業の内容

米国において資産運用業務を営んでいます。

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーはレグ・メイソン・インクの子会社であり、平成29年3月末現在の資本金の額を開示していないため、上記の資本金の額はレグ・メイソン・インクの資本金の額を記載しております。なお、米ドルの円貨換算は、便宜上、平成29年3月末現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.19円）によります。

(3)投資助言会社

名称

Q S インベスターズ・エルエルシー

資本金の額

平成29年3月末現在、該当なし。

事業の内容

米国において資産運用業務を営んでいます。

(4)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成29年3月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524	
株式会社広島銀行	54,573	
株式会社みなと銀行	27,484	
株式会社鹿児島銀行	18,130	
株式会社京葉銀行	49,759	
株式会社愛知銀行	18,000	
株式会社東北銀行	13,233	
株式会社栃木銀行	27,408	
株式会社山陰合同銀行	20,705	
株式会社京都銀行	42,103	
株式会社七十七銀行	24,658	
株式会社熊本銀行	33,847	
株式会社伊予銀行	20,948	
株式会社親和銀行	36,878	
株式会社東日本銀行	38,300	
S M B C 日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	
株式会社S B I証券	48,323	
東海東京証券株式会社	6,000	
楽天証券株式会社	7,495	
高木証券株式会社	11,069	
いよぎん証券株式会社	3,000	
ごうぎん証券株式会社	3,000	
フィデリティ証券株式会社	8,157	
ほくほくTT証券株式会社	1,250	
七十七証券株式会社	3,000	
ひろぎん証券株式会社	5,000	
九州FG証券株式会社	3,000	
京都信用金庫 [*]	12,510	信用金庫法に基づき金融業を営んでいます。

* 受益権の新規の募集の取扱いはいりません。

（注）九州 F G 証券株式会社の資本金の額は平成29年 9 月末現在の額、京都信用金庫の資本金の額は出資の総額を記載しております。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

(2)投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドが主要投資対象とする L M ・ グローバル債券マザーファンドの運用指図を行います。

(3)投資助言会社における関係業務の概要

委託会社に対し、当ファンドが主要投資対象とする L M ・ グローバル株式マザーファンドの運用に係る助言及び情報提供を行います。

(4)販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社、Q S インベスターズ・エルエルシー、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーの最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

第3【その他】

(1)目論見書の別称として、「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

(2)目論見書の表紙等に委託会社及び当ファンドのロゴ・マーク、図案を採用すること及び次の事項を記載することがあります。

- ・目論見書の使用開始日
- ・委託会社等の金融商品取引業者番号
- ・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨
- ・信託財産は、信託法に基づき分別管理されている旨
- ・当ファンドの詳細情報の照会先（委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等）
- ・投資信託説明書（請求目論見書）の入手方法及び信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に記載されている旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」「投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではない。証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にならない。」との趣旨を示す記載

(3)「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の関連する箇所に記載することがあります。

(4)投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

(5)目論見書は、電子媒体としてインターネット等に掲載される場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月21日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月9日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 櫻井 雄一郎

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・グローバル・プラス（毎月分配型）の平成29年5月9日から平成29年11月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・グローバル・プラス（毎月分配型）の平成29年11月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月25日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。